

訓 傍
治 刑
罪 法
法 則 法

特 61 577 No 11509



訓 傍

刑

刑 法 附 則

法



訓傍 刑法目録

第一編 總則

第一章 法例

第二章 刑例

第一節 刑名

第二節 主刑處分

第三節 附加刑處分

第四節 徵償處分

第五節 刑期計算

第六節 假出獄

第七節 期滿免除

丁數

一

全

二

全

五

九

十三

十四

十五

十七

第八節 復讐ふくしゅう

十八

第三章 加減例かげんれい

十九

第四章 不論罪及び減輕ふろんざいおよびげんけい

二十二

第一節 不論罪及び宥恕減輕ふろんざいおよびいしよげんけい

全

第二節 自首減輕じしゆげんけい

二十五

第三節 酌量減輕しやくりやうげんけい

二十六

第五章 再犯加重さいはんかじやう

二十七

第六章 加減順序かげんじゆんじよ

二十九

第七章 數罪俱發すざいぐはつぱつ

全

第八章 數人共犯すにんきやうはん

三十一

第一節 正犯せいはん

全

第二節 從犯じゆうはん

三十二

第九章 未遂犯罪みすいはんざい

三十三

第十章 親族例しんぞくれい

三十四

第二編 公益に關する重罪輕罪こういきに關するぢゆうざいけいざい

三十五

第一章 皇室に對する罪くわうしつたい

三十六

第二章 國事に關する罪こくじに關する罪

三十七

第一節 內亂に關する罪ないらん

全

第二節 外患に關する罪ぐわいかん

三十九

第三章 靜謐を害する罪せいひつがい

四十一

第一節 兇徒聚衆の罪きやうとうしゆしゆ

全

第二節 官吏の職務を行ふを妨害するくわんりにんりしよくむをぼうがいする

罪

第三節 囚徒逃走の罪及び罪人を藏匿

四十二

とる罪

四十三

第四節 附加刑の執行を遅るゝ罪

四十六

第五節 私に軍用の銃砲彈藥を製造

し及び所有とる罪

四十七

第六節 往來通信を妨害とる罪

四十八

第七節 人の住所を犯とる罪

五十一

第八節 官の封印を破壊とる罪

五十二

第九節 公務を行ふを拒む罪

五十三

第四章 信用を害とる罪

五十四

第一節 貨幣を偽造とる罪

全

第二節 官印を偽造とる罪

五十八

第三節 官の文書を偽造とる罪

六十

第四節 私印私書を偽造とる罪

六十一

第五節 免狀鑑札及び疾病証書を偽造

とる罪

六十二

第六節 偽証の罪

六十四

第七節 度量衡を偽造とる罪

六十八

第八節 身分を詐稱とる罪

六十九

第九節 公選の投票を偽造とる罪

全

第五章 健康を害とる罪

七十

第一節 阿片烟に關する罪

七十

第二節 飲料の淨水を汚穢する罪

七十二

第三節 傳染病豫防規則に關する罪

全

第四節 危害品及び健康を害と可き物

七十三

第五節 品製造の規則に關する罪

七十三

第六節 健康を害と可き飲食物及び藥

七十四

劑を販賣する罪

七十四

私に醫業を爲す罪

七十五

第六章 風俗を害する罪

全

第七章 死屍を毀棄し及び墳墓を發掘する罪

七十七

第八章 商業及び農工の業を妨害する罪

七十八

第九章 官吏瀆職の罪

七十九

第一節 官吏公益を害する罪

八十

第二節 官吏人民に對する罪

全

第三節 官吏財産に對する罪

八十五

第三編 身體財産に對する重罪輕罪

八十六

第一章 身體に對する罪

全

第一節 謀殺故殺の罪

全

第二節 毆打創傷の罪

八十七

第三節 殺傷に關する宥恕及び不論罪

九十

第四節 過失殺傷の罪

九十二

第五節	自殺に關する罪	九十三
第六節	擯人 ^{はしひまへ} を逮捕監禁する罪	九十四
第七節	脅迫の罪	九十五
第八節	墮胎の罪	九十六
第九節	幼者 ^{わらわ} 又 ^{また} の老疾者 ^{ろうしつしや} を遺棄する罪	九十七
第十節	幼者 ^{わらわ} を容取誘拐する罪	九十八
第十一節	猥褻姦淫 ^{わいせつかんいん} 重婚の罪	百
第十二節	誣告 ^{ぶこく} 及 ^{および} 伏誹毀 ^{ひき} の罪	百二
第十三節	祖父母 ^{そふぼ} 父母 ^{ふぼ} に對する罪	百四
第一章	財産 ^{ざいさん} に對する罪	百五
第一節	竊盜 ^{せつとう} の罪	全

第二節	強盜 ^{がうたう} の罪	百八
第三節	遺失物 ^{いしつぶつ} 埋藏物 ^{まいざうぶつ} に關する罪	百九
第四節	家資 ^{かし} 分産 ^{ぶんさん} に關する罪	百十
第五節	詐欺 ^{さぎ} 取財 ^{しゆざい} 及 ^{および} 受寄財物 ^{しゆきざいぶつ} に關する罪	全
第六節	贓物 ^{ざうぶつ} に關する罪	百十三
第七節	放火 ^{ほうくわ} 失火 ^{しつかくわ} の罪	百十四
第八節	決氷 ^{けつぺい} の罪	百十五
第九節	船舶 ^{せんぶく} を覆没 ^{ふくぼつ} する罪	百十六
第十節	家屋物品 ^{かやぶひん} を毀壞 ^{くわい} し及 ^{および} ひ動植物 ^{どうしよくぶつ} を害 ^{がい} する罪	百十七

第四編 違警罪

○ 傍刑法附則目錄

第一章	主刑執行	百二十九
第二章	監視	百三十四
第三章	假出獄及び特別監視	百三十九
第四章	刑事裁判費用	百四十二
第五章	賠償處分	百四十四

傍刑法

第一編 總則

第一章 法例

第一條 凡法律に於て罰す可き罪別て三種と爲す

一 重罪

二 輕罪

三 違警罪

第二條 法律に正條なき者の何等の所爲と雖も之を罰することを得ず

第三條 法律の頒布以前に係る犯罪に及ぼすことを得ず
若し所犯頒布以前に在て未だ判決を経ざる者の新舊の法を比
照し輕きより從て處斷す

二
第四條 此刑法の陸海軍に關する法律を以て論ず可き者も適用するふとを得ず

第五條 此刑法に正條なくして他の法律規則に刑名ある者ハ各其法律規則も從ふ
若し他の法律規則に於て別も總則を掲げざる者ハ此刑法の總則も從ふ

第二章 刑例

第一節 刑名

第六條 刑の主刑及び附加刑と爲す
主刑ハ之を宣告す

附加刑ハ法律に於て其宣告する者と宣告せざる者とを定む
第七條 左に記載したる者を以て重罪の主刑と爲す

一 死刑

二 無期徒刑

三 有期徒刑

四 無期流刑

五 有期流刑

六 重懲役

七 輕懲役

八 重禁獄

九 輕禁獄

第八條 左に記載したる者を以て輕罪の主刑と爲す

一 重禁錮

二 輕禁錮

四

三罰金

第九條 左に記載したる者を以て違警罪の主刑と爲す

一拘留

二科料

第十條 左に記載したる者を以て附加刑と爲す

一剝奪公權

二停止公權

三禁止治産

四監視

五罰金

六沒收

第十一條 刑を執行し及び犯人を檢束する方法細目ハ別ニ規則

を以て是を定む

第二節 主刑處分

第十二條 死刑ハ絞首ス但規則ニ定むる所の官吏臨檢し獄内ニ

於て之を行ふ

第十三條 死刑ハ司法卿の命令あるに非ざれば之を行ふことを

得べ

第十四條 大祀令節國祭の日ハ死刑を行ふことを禁ず

第十五條 死刑の宣告を受けたる婦女懐胎なる時ハ其執行を停

め分娩後一百日を経るに非ざれば刑を行なはず

第十六條 死刑の遺骸ハ親族故舊請ふ者あれば之を下附す但式

を用ひて葬ることを許さず

五 第十七條 徒刑ハ無期有期を分たず島地に發遣し定役に服す有

期徒刑十二年以上十五年以下と爲す

第十八條 徒刑の婦女の島地は發遣せず内地の懲役場は於て定役を服す

第十九條 徒刑の四十六歳以上満る者の通常の定役を免し其體力相當の定役に服す

第二十條 流刑の無期有期を分たず島地の獄は幽閉を定役に服せず

有期流刑の十二年以上十五年以下となす

第二十一條 無期流刑の四五年を経過すれば行政の處分を以て幽閉を免し島地は於て地を限り居住せざるを得

有期流刑の四三年を経過する者亦同

第二十二條 懲役の内地の懲役場に入れ定役に服す

但六十歳に満る者は第十九條の例に従ふ

重懲役は九年以上十一年以下輕懲役は六年以上八年以下と爲す

第二十三條 禁獄は内地に獄に入れ定役を服せず

重禁獄を九年以上十一年以下輕禁獄を六年以上八年以下と爲す

第二十四條 禁錮は禁錮場に留置し重禁錮は定役に服し輕禁錮は定役に服せず

禁錮の重輕を分たず十一日以上五年以下と爲し仍ほ各本條に於て其長短を區別す

第二十五條 定役に服する囚人の工錢の監獄の規則に従ひ其幾分を獄舎の費用に供し其幾分を囚人は給與と但現役百日以

内の給與の限にありき

第二十六條 罰金の二圓以上と爲し仍ほ各本條に於て其多寡を區別せ

區別せ

第二十七條 罰金の裁判確定の日より一月内に納完せしむ若し

限内納完せざる者ハ一圓を一日に折算し之を輕禁錮に換ふ其

一圓は満ざる者と雖も仍ほ一日に計算せ

罰金を禁錮に換ふる者ハ更に裁判を用ひて檢察官の求ふ因り

裁判官之を命す但禁錮の期限ハ二年を過るとを得せ

若し禁錮限内罰金を納めたる時は其經過たる日數を扣除し

て禁錮を免せ但親屬其他のもの代りて罰金を納めたる時又同

第二十八條 拘留ハ拘留所に留置し定役に服せず其刑期ハ一日

以上十日以下と爲し仍ほ各本條に於て其長短を區別せ

第二十九條 科料は五錢以上一圓九十五錢以下と爲し仍ほ各本

條に於て其多寡を區別せ

第三十條 科料ハ裁判確定の日より十日内ハ納完せしむ若し限

内納完せざる者は第二十七條の例に照し之を拘留に換ふ

第三節 附加刑處分

第三十一條 剝奪公權は左の權を剝奪せ

一 國民の特權

二 官吏と爲るの權

三 勳章年金位記貴號恩給を有するの權

四 外國の勳章を佩用するの權

五 兵籍に入るの權

六裁判所に於て證人と爲るの權但單に事實を陳述するは此限に在らざる

七後見人と爲るの權但親屬の許可を得て子孫の爲めよするは

此限に在らざる

八分散者の管財人と爲り又ハ會社及ハ共有財産を管理するの

權

九學校長及ハ教師學監と爲るの權

第三十二條 重罪の刑に處せられたる者は別に宣告を用ひて終

身公權を剝奪す

第三十三條 禁錮に處せられたる者は別に宣告を用ひて現任の

官職を失ひ及ハ其刑期間公權を行ふとを停止す

第三十四條 輕罪の刑に於て監視に付したる者は別に宣告を用

ひて監視の期限間公權を行ふとを停止す

主刑を許して止た監視に付する者亦同し

第三十五條 重罪の刑に處せられたる者は別に宣告を用ひて其

主刑の終るまで親から財産を治むるを禁す

第三十六條 流刑の囚幽閉を免せられたる時の行政の處分を以

て治産の禁の幾分を免ずるとを得

第三十七條 重罪の刑に處せられたる者は別に宣告を用ひて各

本刑の短期三分の一に等しき時間監視に付す

第三十八條 輕罪の刑に附加する監視は之を宣告と但各本條に

記載するの外監視に付することを得

第三十九條 死刑及ハ無期刑の期滿免除を得たる者は別に宣告

を用ひて五年間監視に付す

第四十條 監視の期限は主刑を終りたる日より起算を主刑の期
満免除を得たる時は其捕ま就きたる日より起算す
若し主刑を免して止た監視に付したる時の其裁判確定の日よ
り起算を

第四十一條 監視に付せられたる者其情状より因り政行の處分
を以て假に監視を免さるるを得

第四十二條 附加の罰金の之を宣告を若し一月内に納完せざる
時の第二十七條の例も照し輕禁錮を換へ主刑満期の後之を執
行す

第四十三條 左に記載したる物件の宣告して官に沒收を但法律
規則に於て別に沒收の例を定めたる者は各其法律規則に従
ふ

一 法律に於て禁制したる物件

二 犯罪の用に供したる物件

三 犯罪に因て得たる物件

第四十四條 法律に於て禁制したる物件の何人の所有を問はざ
之を沒收を犯罪の用に供し及び犯罪に因て得たる物件は犯人
の所有に係り又は所有主なき時の外之を沒收をすることを得を

第四節 徵償處分

第四十五條 刑事の裁判費用の其全部又は幾分を犯人に科す但
其費用の額に別に規則を以て之を定む

第四十六條 犯人刑に處せらるる又は放免せらるる、と雖とも被害
者の請求に對し贓物の還給損害の賠償を免かる、ことを得を

第四十七條 數人共犯に係る裁判費用贓物に還給損害の賠償は

共犯人を考て之を連帶せしむ

第四十八條 裁判費用贓物の還給損害の賠償は被害者の請求に因り刑事裁判所に於て之を審判をすることを得若し贓物犯人の手にある時の請求なしと雖も直ちに之を被害者に還付せ

第五節 刑期計算

第四十九條 刑期を計算するに一日と稱するを二十四時を以てし一月と稱するを三十日を以てし一年と稱するを曆に従ふ受刑の初日の時間を論せし一日は算入し放免の日の刑期は算入せず

第五十條 刑は裁判確定刑にたる後非されい之を執行することを得ず

第五十一條 刑期は刑名宣告の日より起算し若し上訴を爲した

る者は左の例に従ふ

一 犯人自ら上訴して其上訴正當なる時の前判宣告の日より起算す若し其上訴不當なる時は後判宣告の日より起算す

二 檢察官の上訴に係る者は其上訴正當なると否とを分たす前判宣告の日より起算す

三 上訴中保釋を得又ハ責付せられたる者は其日數を刑期に算入することを得ず

第五十二條 刑期限内逃走し再び捕に就きたる者も其逃走の日數を除き前後受刑の日を計算す

第六節 假出獄

第五十三條 重罪輕罪の刑に處せられたる者獄則を謹守し悔改の狀ある時の其刑期四分の三を經過するの後行政の處分を以

七、假に^{かり}出獄^{しゅつごく}を許^{ゆる}すことを得^え

無期^{むき}徒刑^{とけい}の囚^{しう}は十五年^{じゅうごねん}を経過^{けいぐわ}するの^の後^{のち}亦^{また}同^じ

流刑^{りゅうけい}囚^{しう}の第二十一^{にじゅういち}條^{じょう}は照^{てら}し幽閉^{いうへい}を免^{めん}するの^の外^{ほか}假^{かり}出獄^{しゅつごく}の例^{れい}を

用^{もち}ひず

第五十四^{ごじゅうし}條^{じょう} 徒刑^{とけい}の囚^{しう}は假^{かり}出獄^{しゅつごく}を許^{ゆる}する、と雖^{いへ}とも仍^なほ島地^{しまち}に

居住^{きよぢゆう}せむ

第五十五^{ごじゅうご}條^{じょう} 假^{かり}出獄^{しゅつごく}を許^{ゆる}さる者^{もの}の行政^{ぎやうせい}の處分^{しよぶん}を以^{もつ}て治産^{ちさん}の

禁^{きん}の幾分^{いくぶん}を免^{めん}ずることを得^え但^{ただ}本刑^{ほんけい}期限^{きげん}内^{ない}特別^{とくべつ}に定^{さだ}めたる監視^{かんし}

よ付^よす

第五十六^{ごじゅうろく}條^{じょう} 假^{かり}出獄^{しゅつごく}中^{ちゆう}更^{さら}に重罪^{じゆうざい}輕罪^{けいざい}を犯^{たか}したる者^{もの}の直^{たゞ}ちよ出獄^{しゅつごく}

を停^{てい}止^しし出獄^{しゅつごく}中^{ちゆう}の日數^{ひかず}に刑^{けい}期^きを算^{さん}入^にする^{こと}を得^えす

第五十七^{ごじゅうしち}條^{じょう} 刑^{けい}期^き限^{げん}内^{ない}更^{さら}に重罪^{じゆうざい}輕罪^{けいざい}を犯^{たか}したる者^{もの}を假^{かり}出獄^{しゅつごく}を許^{ゆる}

第七^{なな}節^{せつ}

第七^{なな}節^{せつ} 期滿^{きまん}免^{めん}除^{じよ}

第五十八^{ごじゅうはち}條^{じょう} 刑^{けい}に執^{しつ}行^{こう}を遁^{のが}れたる者^{もの}法律^{ほうりつ}に定^{さだ}めたる期^き限^{げん}を經^{けい}過^{ぐわ}

する^{こと}に因^{よつ}て期滿^{きまん}免^{めん}除^{じよ}を得^え

第五十九^{ごじゅうきゅう}條^{じょう} 主刑^{しゅけい}は左^{ひだり}の年^{ねん}限^{げん}に從^{したが}つて期滿^{きまん}免^{めん}除^{じよ}を得^え

一^{いち} 死刑^{しつじやう}の三十^{さんじゅう}年^{ねん}

二^に 無期^{むき}徒刑^{とけい}の二十^{にじゅう}五^ご年^{ねん}

三^{さん} 有期^{いうき}徒刑^{とけい}の二十^{にじゅう}年^{ねん}

四^し 重懲^{じゆうぢゆう}役^{やく}重禁^{じゆうきん}獄^{ごく}は十五^{じゅうご}年^{ねん}

五^ご 輕懲^{けいぢゆう}役^{やく}輕禁^{けいきん}獄^{ごく}は十^{じゅう}年^{ねん}

六^{ろく} 禁錮^{きんこ}罰^{ばつ}金^{きん}は七^{しち}年^{ねん}

七^{しち} 拘留^{かうりゆう}料^{りょう}は一^{いち}年^{ねん}

第六十條 剝奪公權停止公權及び監視は期滿免除を得ず

附加の罰金ハ主刑と共に期滿免除を得

沒收は五年を経て期滿免除を得但し禁制物は期滿免除の限に

非らず

第六十一條 期滿免除は刑の執行を遁れたる日より起算し若し

捕に就き再び逃走したる時其逃走の日より起算し闕席裁判

に係る時を其宣告の日より起算す

第六十二條 刑の執行を遁れたる者に對し逮捕を命じたる時ハ

最終の令狀を出したる日より期滿免除を起算す

第八節 復權

第六十三條 公權を剝奪せられたる者は主刑の終りたる日より

五年を経過するの後其情狀は因り將來の公權を復するとを得

主刑の期滿免除を得たる者の監視は付したる日より五年を経

過するの後亦同一

第六十四條 大赦に因て免罪を得たる者の直ちよ復權を得特赦

よ因て免罪を得たる者は赦狀中記載するよ非されれば復權を得

す 赦に因て復權を得たる者の自ら監視を免したる者どと

第六十五條 復權ハ勅裁に非されば之を得可からず

第三章 加減例

第六十六條 法律に於て刑を加重減輕す可き時ハ後の數條に記

載したる例に照して加減を但加へて死刑に入るよとを得

第六十七條 重罪の刑ハ左の等級に照して加減を

一死刑

三無期徒刑

三有期徒刑

四重懲役

五輕懲役

第六十八條

國事に關する重罪の刑ハ左の等級に照して加減を

一死刑

二無期流刑

三有期流刑

四重禁獄

五輕禁獄

第六十九條

輕懲役に該る者減輕す可き時ハ二年以上五年以下の重禁錮に處するを以て一等と爲す

輕禁獄に該る者減輕す可き時は二年以上五年以下の輕禁錮に處するを以て一等と爲す

第七十條

禁錮罰金は該る者減輕す可き時ハ各本條に記載したる刑期金額の四分の一を減するを以て一等と爲す其加重す可

き時ハ亦四分の一を科するを以て一等と爲す

輕罪の刑ハ加へて重罪に入ることを得ず但禁錮ハ加へて七年

に至ることを得

第七十一條

禁錮を減盡したる時ハ拘留に處す罰金を減盡したる時ハ科料に處す禁錮罰金を減じて其短期十日以下寡數一圓

九十五錢以下に及ぶ時ハ亦拘留科料に處することを

第七十二條

拘留科料は該る者加減す可き時ハ禁錮罰金の例に照し其四分の一を加減するを以て一等と爲す

違警罪の刑くわへて輕罪に入ることを得ず但拘留に加へて十日に至ることを得減して一日以下に降すことを得ず料料の加へて二圓四十錢に至ることを得減して五錢以下に降すことを得ず

第七十三條 禁錮拘留を加減するに因て其期限の零數を生じ一日に滿ざる時ハ之を除棄す

第七十四條 附加の罰金の主刑に從て加減其金額の四分の一を加減するを以て一等と爲し若く減盡したる時ハ止だ主刑を科す

第四章 不論罪及び減刑

第一節 不論罪及び恕宥減刑

第七十五條 抗拒す可からざる強制に遇ひ其意非ざるの爲所

其罪を論せず 天災又ハ意外の變より因り避く可からざる危難に遇ひ自己若くハ親屬の身體を防衛するに出たる所爲亦同じ

第七十六條 本属長官の命令に從ひ其職務を以て爲したる者ハ其罪を論せず

第七十七條 罪を犯す意なきの所爲は其罪を論せず但法律規則に於て別の罪を定めたる者は此限に在らず

罪と爲る可き事實を知らずと犯したる者ハ其罪を論せず 罪本重かる可くして犯す時知らざる者ハ其重きに從て論ずることを得ず

法律規則を知らざるを以て犯すの意なきと爲すことを得ず

第七十八條 罪を犯す時知覺精神の喪失に因て是非を辨別せざる

る者ものハ其罪そのつみを論ろんせず

第七十九條 罪を犯す時十二歳に満みざる者ものハ其罪を論ろんせず但しかし

満八歳以上まんはつさいいじやうの者ものハ情状じやうじやうに因より満十六歳に過すぎざる時間じかん之これを懲ちやう

治場ちばに留置りやうちするを得う

第八十條 罪を犯す時満十二歳以上十六歳に満みざる者ものハ其所そのしよ

爲い是非せいひを辨別べんべつしたるいなと否いなとを審案しんあんし辨別べんべつなくして犯おしたる時とき

ハ其罪を論ろんせず但しかし情状じやうじやうに因より満二十歳に過すぎざる時間じかん之これを懲ちやう

治場ちやうちやうばに留置りやうちすることを得う

若もし辨別べんべつありて犯おしたる時ときハ其罪を宥恕ゆうじよして本刑ほんけいに二等を減げん

ず

第八十一條 罪を犯す時満十六歳以上二十歳に満みざる者ものハ其罪

を宥恕ゆうじよして本刑ほんけいに一等を減げんず

第八十二條 瘡啞者罪を犯したる時ハ其罪を論せず但情状に

因より五年に過すぎざる時間じかん之これを懲治場ちやうちやうばに留置りやうちするを得う

第八十三條 違警罪ハ満十六歳以上二十歳に満みざる者ものと雖いへども

其罪を宥恕ゆうじよするを得うず

満十二歳以上十六歳に満みざる者ものハ其罪を宥恕ゆうじよして本刑ほんけいに一等

を減げんず十二歳に満みざる者もの及び瘡啞者いんらしやハ其罪を論せず

第八十四條 此節このせつに記載きざいするの外ほか特別とくべつの不論罪宥恕減刑ハ各本

條じょうに於おて之これを記載きざいす

第二節 自首減刑

第八十五條 罪を犯し事未だ發覺せざる前に於て官に自首した

る者ものハ本刑に一等を減げんず但謀殺故殺に係る者ものハ自首減輕の限げん

にあらす

第八十六條 財産に對する罪を犯したる者自首して其贓物を還給し損害を賠償したる時ハ自首減輕の外仍ほ本刑ハ二等を減ず其全部を還償せずと雖ども半數以上を還償したる時ハ一等を減ず

第八十七條 財産に對する罪を犯し被害者に首服したる者ハ官ニ自首すると同く前二條の例に照して處斷す

第八十八條 此節に記載するの外本條別に自首の例を掲げたる者ハ各其本條に従ふ

第三節 酌量減輕

第八十九條 重罪輕罪違警罪を分たず所犯情狀原諒す可き者ハ酌量して本刑を減輕するを得

法律ニ於て本刑を加重し及ハ減輕す可き者と雖ども其酌量

す可き者ハ仍ほ之を減輕することを得

第九十條 酌量減輕す可き者ハ本刑ハ一等又ハ二等を減ず

第五章 再犯加重

第九十一條 先に重罪の刑ニ處せられたる者再犯重罪に該る時ハ本刑に一等を加ふ

第九十二條 先ハ重罪輕罪の刑ニ處せられたる者再犯輕罪ニ該る時ハ本刑ハ一等を加ふ

第九十三條 先に違警罪の刑ニ處せられたる者再犯違警罪ニ該る者ハ本刑ハ一等を加へ但一年內再犯其違警罪裁判所の管轄地内ニ於て犯したる時ハ非されハ再犯を以て論ずるを得

再犯加重ハ初犯の裁判確定の後ニ非ざれば之を論

第九十四條 再犯加重ハ初犯の裁判確定の後ニ非ざれば之を論

ずるとを得ず

第九十五條 刑期限内再び罪を犯すに因り刑を宣告したる時の先づ其定役を服す可き者を執行し定役を服せざる者を後にす若し初犯再犯共定役に服する刑に該る時又は共に定役を服せざる刑に該る者は先づ其重き者を執行す

罰金科料に該る者も順序に拘はらず各之を徴收す

第九十六條 陸海軍裁判所に於て判決を経たる者再び重罪輕罪を犯したる時の初犯の非常律に従ひ處斷したる者も非されば再犯を以て論ずるとを得ず

第九十七條 大赦を因て免罪を得たる者は再び罪を犯すと雖も再犯を以て論ずるとを得ず

第九十八條 三犯以上の者と雖も其加重の法は再犯の例に同じ

第六章 加減順序

第九十九條 犯罪の情狀に因り總則に照し同時に本刑を加重減輕を可き時は左の順序に従て其刑名を定む但從犯及び未遂犯罪の減等其他各本條に記載せる特別の加重減輕の其加減したる者を以て本刑を爲すと

一再犯加重

二宥恕減輕

三自首減輕

四酌量減輕

第七章 數罪俱發

第一百條 重罪輕罪を犯し未だ判決を経ず二罪以上俱に發したる時に一の重きに從て處斷を

重罪の刑は刑期の長き者を以て重と爲し刑期は等しき者の定
役ある者を以て重と爲す

輕罪の刑は其所犯情狀最重きより從て處斷す

第百一條 違警罪二罪以上俱に發したる時ハ各其刑を科す若し

重罪又は輕罪と俱に發したる時は一の重きより從ふ

第百二條 一罪前より發し己より判決を経て餘罪後に發し其輕く若

くは等しき者は之を論せよ其重き者は更に之を減じ前後の刑

を以て後發の刑に通算す但前發は刑罰金科料に該り己より納完

したる者ハ第二十七條の例に照し折算して後發の刑期に通算

す

若し前發の罪を判決する時未だ發せざる罪再犯の罪と共に發

したる者ハ其再犯と比較し一の重きより從ひ前發の刑を通算せ

を

第百三條 數罪俱より發し一の重きより從ふ時と雖ども其沒收及び

徴償の處分は各本條に從ふ

第八章 數人共犯

第一節 正犯

第百四條 二人以上現より罪を犯したる者は皆正犯と爲し各自に

其刑を科す

第百五條 人を教唆して重罪輕罪を犯かざりめたる者ハ又正犯

と爲す

第百六條 正犯の身分に因り別に刑を加重し可き時ハ他の正犯

從罪及び教唆者に及ぼすと按得す

第百七條 犯人の多數より因り刑を加重し可き時は教唆者を算入

して多數と爲すとを得せ

第二百八條 事を指定して犯罪を教唆するに當り犯人教唆し乘じ其指定したる以外の罪を犯し又ハ其現行行ふ所の方法教唆者の指示ある所と殊なる時は左の例に照して教唆者を處斷せ一所犯教唆したる罪より重き時に止た其指定したる罪に從て刑を科せ

二所犯教唆したる罪より輕き時に現に行ふ所は罪に從て刑を科せ

第二節 從犯

第二百九條 重罪輕罪を犯せしを知り器具を給與し又ハ誘導指示し其他豫備の所爲を以て正犯を幫助し犯罪を容易ならしめたる者の從犯と爲し正犯の刑より一等を減す但正犯現に行ふ所の罪

從犯の知る所より重き時は止た其知る所の罪に照し一等を減す

第二百十條 身分より因り刑を加重せ可き者重犯と爲る時は其重きに從て一等を減す

正犯の身分に因り刑を減免す可き時と雖も從犯の刑は其輕きよ從て減免せざるを得せ

第九章 未遂犯罪

第二百十一條 罪を犯さんことを謀り又は其豫備を爲せし雖も未た其事を行はざる者は本條別に刑名を記載せざるよ非されハ其刑を科せ

三十三 第二百十二條 罪を犯さんとして己ハ其事を行ふと雖も犯人意外の障礙若くは舛錯に因り未だ遂げざる時ハ己に遂けたる者の

十三 刑より一等又は二等を減さ

四 第三百十三條 重罪を犯さんとして未だ遂げざる者の前條の例に照して處斷を

輕罪を犯さんとして未だ遂げざる者の本條別に記載するに非ざるの例に照して處斷を
違警罪を犯さんとして未だ遂げざる者を其罪を論せし

第十章 親屬例

第三百十四條 此刑法に於て親屬と稱するの左よ記載したる者を

云ふ

一 祖父母父母夫妻

二 子孫及び其配偶者

三 兄弟姉妹及び其配偶者

四 兄弟姉妹の子及び其配偶者

五 父母の兄弟姉妹及び其配偶者

六 父母の兄弟姉妹の子

七 配偶者の祖父母父母

八 配偶者の兄弟姉妹及び其配偶者

九 配偶者の兄弟姉妹の子

十 配偶者の父母の兄弟姉妹

第三百十五條 祖父母と稱するは高曾祖父母外祖父母同じ父母と

稱するは繼父母嫡母同じ子孫と稱するは庶子曾玄孫外孫同じ

兄弟姉妹と稱するは異父異母の兄弟姉妹同じ

養子其養家に於る親屬の禮の實子に同じ

第二編以公益に關する重罪輕罪

第一章 皇室に對する罪

第百十六條 天皇三后皇太子に對し危害を加へ又ハ加へんとする者の死刑に處す

第百十七條 天皇三后皇太子に對し不敬の所爲ある者ハ三月以上五年以下の重禁錮に處し二十圓以上二百圓以下の罰金を附加せ

皇陵に對し不敬の所爲ある者亦同之

第百十八條 皇族に對し危害を加へたる者ハ死刑に處せ其危害加へんとしたる者ハ無期徒刑に處せ

第百十九條 皇族に對し不敬の所爲ある者ハ二月以上四年以下の重禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加せ

第百二十條 此章に記載したる者を犯し輕罪の刑に處する者の

六月以上二年以下の監視に付す

第二章 國事に關する罪

第一節 内亂に關する罪

第百二十一條 政府を顛覆し又ハ邦土を僭竊し其他朝憲を紊亂するを目的と爲し内亂を起したる者は左の區別に從て處断せ

一 首魁及び教唆者の死刑に處す

二 群衆の指揮を爲し其他樞要の職務を爲したる者ハ無期徒刑

に處し其情輕き者ハ有期流刑に處す

三 兵器金穀を資給し又ハ諸般の職務を爲したる者は重禁獄に

處し其情輕き者は刑禁錮に處す

四 教唆に乗じて附加隨行し又ハ指揮を受けて雜役に供したる

者ハ二年以上五年以下の重禁錮に處ス

第二百二十二條 内乱を起すの目的を以て兵器彈藥船舶金穀其他軍備の物品を劫掠したる者ハ已ニ内乱を起したる者の刑に同じ

第二百廿三條 政府を變亂するの目的を以て人を謀殺したる者ハ兵を擧るに至らんと雖も内乱と同く論じ其教唆者及び下手者を死刑に處ス

第二百二十四條 前三條の罪ハ未遂犯罪の時に於て乃ち本罪を科ス

第二百五條 兵隊を招募し又ハ兵器金穀を準備し其他内乱の豫備を爲したる者ハ第二百三十一條の例に照し各一等を減ス内乱の陰謀を爲し未だ豫備に至らざる者ハ各二等を減ス

第二百二十六條 内乱の豫備又ハ陰謀を爲すと雖も未だ其事を行はざる前に於て官に自首したる者ハ本刑を免し六月以上三年以下の監視に付ス

第二百二十七條 内乱の情を知て犯人に集會所を給與したる者ハ二年以上五年以下の輕禁錮に處ス

第二百二十八條 内乱に乗じて人の身體財産に對し内乱の目的に關せざる重罪輕罪を犯したる者ハ通常の刑に照し重きに從て處斷ス

第二節 外患に關する罪

九十三 第二百二十九條 外國に與して本國に抗敵し又ハ外國と交戦中同盟國に抗敵し其他本國を背叛して敵兵に附屬したる者ハ死刑に處ス

第三百三十條 交戦中敵兵を誘導して本國管内に入らしめ若くも本國及び同盟國の都府城塞又ハ兵器彈藥船艦其他軍事に關する土地家屋物件を敵國に交付したる者ハ死刑に處す

第三百三十一條 本國及び同盟國の軍情機密を敵國に漏泄し若くハ兵隊屯集乃要地又ハ道路の險夷を敵國に通知したる者ヲ無期流刑に處す

敵國の間諜を誘導して本國管内に入らしめ若くハ藏匿したる者亦同一

第三百三十二條 陸海軍より委任を受け物品を供給し及ハ工作を爲す者交戦の際敵國に通謀し又ハ其賂遺を收受して命令に違背し軍備の缺乏を致したる時ハ有期流刑に處す

第三百三十三條 外國に對し私に戰端を開きたる者ハ有期流刑に處す

處す其豫備を止る者ハ一等又ハ二等を減す

第三百三十四條 外國交戦の際本國に於て局外中立を布告したる時其布告に違背したる者ハ六月以上三年以下の輕禁錮に處す

十圓以上百圓以下の罰金を附加せ

第三百三十五條 此章に記載したる罪を犯し輕罪の刑に處する者ハ六月以上二年以下の監視に付す

第三章 靜謐を害する罪

第一節 兇徒聚衆の罪

第三百三十六條 兇徒多衆を嘯衆して暴動を謀り官吏の説諭を受くると雖も仍ほ解散せざる者首魁及ハ教唆者は三月以上三年以下の重禁錮に處す附加隨行したる者は二圓以上五圓以下の罰金に處す

第三百三十七條 兇徒多衆を嘯聚して官廳に喧闘し官吏を強迫し又は村市を騷擾し其他暴動を爲したる者首魁及び教唆者の重懲役に處そ其嘯聚に應じ煽動して勢を助けたる者は輕懲役に處し其情輕き者は一等を減し附加隨行したる者は二圓以上二十圓以下の罰金に處す

第三百三十八條 暴動の際人を殺死し若くは家屋船舶倉庫等を燒燬したる時の現に手を下し及び火を放つ者を死刑に處す首魁及び教唆者情を知て制せざる者亦同し

第二節 官吏の職務を行ふを妨害する罪

第三百三十九條 官吏其職務を以て法律規則を執行し又は行政司法官署の命令を執行するに當り暴行脅迫を以て其官吏に抗拒したる者は四月以上四年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

以下の罰金を附加す 暴行脅迫を以て其官吏の爲すべからざる事件を行ひしめたる者亦同し

第四百十條 前條に罪を犯し因て官吏を毆傷したる者の毆打創傷の各本條に照し一等を加へ重きよ從て處斷す

第四百十一條 官吏の職務に對し其目前に於て形容若くは言語を以て侮辱したる者の一月以上一年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

其目前に非ずと雖も刊行の文書圖書又は公然の演説を以て侮辱したる者亦同し

第三節 囚徒逃走の罪及び罪人を藏匿する罪

第四百十二條 已決の囚徒逃走したる者の一月以上六月以下の

重禁錮に處す若し獄舎獄具を毀壞し又は暴行脅迫を爲して逃走したる者三月以上三年以下の重禁錮に處す

第四百三十三條 已決の囚徒逃走の罪を犯し且も再犯を以て論せし其刑期限内再び逃走したる者の再犯を以て論す

第四百四十四條 未決の囚徒入監中逃走したる者の第四百四十二條の例に同じ但原犯の罪を判決する時於て數罪俱發の例に照して處斷す

第四百四十五條 囚徒三人以上通謀して逃走したる時の第四百四十二條の例に照し各一等を加ふ

第四百四十六條 囚徒を逃走せしむる爲め兇器其他の器具を給與し又ハ逃走の方法を指示したる者は三月以上三年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す因て囚徒の逃走

を致したる時の一等を加ふ

第四百四十七條 囚徒を劫奪又ハ暴行脅迫を以て囚徒の逃走を助けたる者は一年以上五年以下の重禁錮に處し五圓以上五十

圓以下の罰金を附加す

若し重罪の刑に處せられたる囚徒に係る時は輕懲役に處す

第四百四十八條 囚徒を看守し又ハ護送する者囚徒を逃走せしめたる時の亦前條の例に同じ

第四百四十九條 前數條に記載したる輕罪を犯さんとして未だ遂げざる者は未遂犯罪の例に照して處斷す

第四百五十條 看守又は護送者其懈怠に因り囚徒の逃走を覺らざる時は二圓以上二十圓以下の罰金を處す

若し重罪の刑に處せられたる囚徒に係る時の三圓以上三十圓

以下の罰金に處す

第百五十一條 犯罪人又は逃走の囚徒及び監視に付せられたる者なるを知て故さらふ之を藏匿し若くは隱避せしめたる者ハ十一日以上一年以下の輕禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す若し重罪の刑に處せらるる囚徒に係る時は一等を加ふ

第百五十二條 他人の罪を免かれしめんを圖り其罪証を爲る可き物件を陰蔽したる者ハ十一日以上六月以下の輕禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す
第百五十三條 前二條の罪を犯したる者若し犯人の親屬に係る時ハ其罪を論せず

第四節 附加刑の執行を遁る、罪

第百五十四條 公權を剽奪せられ又は公權を停止せられたる者私に其權を行ひたる時は一月以上一年以下の重禁錮に處し二圓以上廿圓以下の罰金を附加す

第百五十五條 監視に付せられたる者其規則に違背したる時ハ十五日以上六月以下の重禁錮に處す

第百五十六條 前二條の罪を其刑期限内再犯したる時に非れハ再犯を以て論ずるを得す

第五節 私軍用の銃砲彈藥を製造し及び所有する罪
第百五十七條 官命を受け又は官許を得ずして陸海軍の用に供する銃砲彈藥其他破裂質の物品を製造したる者は二月以上二年以下の重禁錮に處し二十圓以上二百圓以下の罰金を附加す其之を輸入したる者亦同し

前項の物品を私に販賣したる者は一月以上一年以下の重禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第一百五十八條 前條の罪を犯すと雖も職工又ハ雇人に於て止た正犯の使令に供したる者ハ各本刑ニ照シ二等を減す

第一百五十九條 前二條の罪を犯さんと云て未だ遂げざる者ハ未遂犯罪の例に照らして處斷す

第六十條 第一百五十七條に記載したる物品を私に所有したる者は二圓以上二十圓以下の罰金に處す

第六十一條 第一百五十七條に記載したる物品の製造ヲ供したる器械にして單に其用に供す可き者ハ何人の所有を問はず之を沒收す

第六節 往來通信を妨害する罪

第六十二條 道路橋梁河溝港埠を損壞して往來を妨害したる者は二月以上二年以下の重禁錮ニ處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第六十三條 偽計又ハ威力を以て郵便を妨害し若クハ之を阻止したる者ハ亦前條ノ同シ

第六十四條 電信の器械柱木を損壞し又ハ條線を切斷して電氣を不通に致したる者ハ三月以上三年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

若シ器械柱木條線を壞損して電信の妨害を爲すと雖も不通に至らざる時は一等を減す

第六十五條 海車の往來を妨害する爲め鐵道及ヒ其標識を損壞シ其他危險なる障礙を爲したる者は重懲役ニ處す

第百六十六條 船舶の往來を妨害する爲め燈臺浮標其他航海の安寧を保護する標識を損壞し又ハ詐偽の標識を點示したる者ハ亦前條に同じ

第百六十七條 前數條に記載したる罪其事務に關する官吏及ヒ雇人職工自ら犯したる時ハ各本刑ヲ照シ一等を加ふ

第百六十八條 第百六十二條の罪を犯シ因テ人を殺傷したる者ハ毆打創傷の各本條に照シ重きに從テ處斷す

第百六十九條 第百六十五條第百六十六條の罪を犯シ因テ瀕車を顛覆シ又ハ船舶を覆没したる時ハ無期徒刑に處ス人を死に致スたる時ハ死刑に處ス

第百七十條 此節に記載したる輕罪を犯さんとして未だ遂げざる者ハ未遂犯罪の例ヲ照シテ處斷す

第七節 人の住所を犯す罪

第百七十一條 晝間故なく人の住居したる邸宅又ハ人の看守したる建造物ヲ入りたる者は十一日以上六月以下の重禁錮に處ス

若シ左に記載したる所爲ある時ハ一等を加ふ

一 門戸牆壁を踰越損壞シ又ハ鎖鑰を開きて入りたる時

二 兇器其他犯罪に用ヒ供ス可き物品を携帶して入りたる時

三 暴行を爲して入りたる時

四 二人以上にて入りたる時

第百七十二條 夜間故なく人の住居したる邸宅又ハ人の看守たる建造物ヲ入りたる者ハ一月以上一年以下の重禁錮に處ス若シ前條に記載したる加重す可き所爲ある時ハ一等を加ふ

第七十三條 故なく皇居禁苑離宮行在所及び皇陵内に入りたる者ハ前二條の例に照し各一等を加ふる

第八節 官の封印を破毀する罪

第七十四條 官署の處分より因り特別に家屋倉庫其他の物件に施したる封印を破棄したる者ハ二月以上二年以下の重禁錮に處す

若し看守者自ら犯きたる時ハ一等を加ふる

第七十五條 官の封印を破棄して其物件を盜取し又ハ毀壞したる者は盜罪及び毀壞の各本條に照し重きに從て處斷す

第七十六條 看守者其懈怠より因り封印を破棄し又は其物件を盜取毀壞する犯人あるを覺らざる時ハ二圓以上二十圓以下の罰金に處す

第九節 公務を行ふを拒む罪

第七十七條 陸海軍の將校たる者出兵を要求する權ある官署より其要求を受け故なくして之を肯せざる時ハ二月以上二年以下の輕禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第七十八條 陸海軍の徴兵を編入せらる可き者身體を毀傷して疾病を作為し其他詐偽の所爲を以て免役を圖りたる時ハ一月以上一年以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

若し他人ハ囑託し其姓名を詐稱し代て徵募を應せしめたる者亦同之其囑託を受けて徵募に應じたる者ハ第二百三十一條の例に照して處斷す

第七十九條 醫師化學家其他職業に因り官署より解剖分析

又ハ鑑定を命せられたる者故なくして之を肯せざる時ハ四圓以上四十圓以下の罰金に處す

第百八十條 裁判所より證人として證據を陳述するを命せられたる者故なくして之を肯せざる時ハ又前條に同じ

第百八十一條 傳染病流行の際又ハ傳染病の疑ある船舶入港するに當り醫師其病患を検査し又ハ消滅の方法を陳述するを命せられたる者故なくして之を肯せざる時ハ五圓以上五十圓以下の罰金に處す

獸類傳染病流行の際獸醫此條の罪を犯したる時ハ一等を減す

第四章 信用を害する罪

第一節 貨幣を偽造する罪

第百八十二條 内國通用の金銀貨及び紙幣を偽造して行使した

る者ハ無期徒刑に處す

若し變造して行使したる者ハ輕懲役に處す

第百八十三條 内國に於て通用する外國の金銀貨を偽造して行

使したる者ハ有期徒刑に處す

若し變造して行使したる者ハ二年以上五年以下の重禁錮に處す

第百八十四條 官許を得て發行する銀行の紙幣を偽造し若クハ變造して行使したる者ハ内外國の區別に従ひ前二條の例に照して處斷す

第百八十五條 内國通用の銅貨を偽造して行使したる者ハ輕懲役に處す

若し變造して行使したる者ハ一年以上三年以下の重禁錮に處

第二百八十六條 前數條に記載したる貨幣の偽造變造已に成て未
た行使せざる者の各本刑に照し一等を減じ未だ成らざる者は
二等を減ぞ

若し偽造の器械を豫備して未だ着手せざる者は各三等を減ぞ
第二百八十七條 貨幣を偽造變造するの情を知て雇を受けたる職
工は前數條に記載したる犯人の受く可き刑に照し各一等を減
ず

若し職工の補助を爲して雜役に供したる者の職工の刑に照し
一等又ハ二等を減ぞ

第二百八十八條 貨幣を偽造變造するの情を知て房屋を給與した
る者の偽造變造の各本刑に照し二等を減ぞ

第二百八十九條 偽造變造の貨幣を内國に輸入せしる者は偽造變
造の刑に同し

第二百九十條 偽造變造の情を知て其貨幣を受取し之を行使した
る者は偽造變造して行使せたる者ハ刑に照し各二等を減ぞ
其未だ行使せざる者は各三等を減ぞ

第二百九十一條 前數條に記載したる罪を犯し輕罪の刑に處せら
る者の六月以上二年以下の監視に付ぞ

第二百九十二條 貨幣を偽造變造し及び輸入收受したる者未だ行
使せざる前よ於て官に自首したる時を本刑を免し六月以上三
年以下の監視に付ぞ

七十五 若し職工雜役及び房屋を給與したる者未だ行使せざる前に於
て自首したる時は本刑を免ぞ

第九十三條 貨幣を取受するの後に於て偽造又は變造なるを
知り之を行使したる者其價格二倍の罰金に處せ但し其罰金
一圓以下は降せしむるを得

第二節 官印を偽造する罪

第九十四條 御璽國璽を偽造し又其偽璽を使用したる者は
無期徒刑に處せ

第九十五條 各官署の印を偽造し又其偽印を使用したる者
ハ重懲役に處せ

第九十六條 産物商品等ハ押用する官の記號印章を偽造し又
ハ其偽印を使用したる者は輕懲役に處せ

書籍什物等に押用する官の記號印章を偽造し又其偽印を使
用したる者は一年以上三年以下の重禁錮に處せ

第九十七條 御璽國璽官印記號印章の影跡を盗用したる者
前數條に記載したる偽造の刑に照し各一等を減す

若し監守者自ら犯したる時を偽造の刑に同じ

第九十八條 官より發行する各種の印紙界紙及び郵便切手を
偽造變造し又其情を知て之を使用したる者ハ一年以上五年

以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第九十九條 已に貼用したる各種の印紙及び郵便切手を再び
貼用したる者は二圓以上二十圓以下の罰金に處す

第二百條 此節に記載したる輕罪を犯さんとて未だ遂げざる
者ハ未遂犯罪の例に照して處断す

第二百一條 此節に記載したる罪を犯し輕罪の刑に處する者ハ
六月以上二年以下の監視に付す

第三節 官の文書を偽造する罪

第二百二條 詔書を偽造し又ハ増減變換したる者の無期徒刑處す其証書を毀棄したる者亦同じ

第二百三條 官の文書を偽造し又ハ増減變換して行使し行る者は輕懲役に處す
其官の文書を毀棄したる者亦同じ

第二百四條 公債証書地券其他官吏の公證したる文書を偽造し又ハ増減變換して行使したる者の輕懲役に處す
若し無記名の公債証書に係る時ハ一等を加ふ

第二百五條 官吏其管掌に係る文書を偽造し又ハ増減變換して行使したる者は前二條の例に照し各一等を加ふ
其文書を毀棄したる者又同じ

第二百六條 官の文書を偽造するに因て官印を偽造し又ハ盜用したる者の偽造官印の各本條に照し重きに從て處斷す

第二百七條 此節に記載したる罪を犯し減輕よ因て輕罪刑に處する者は六月以上二年以下の監視に付す
第四節 私印私書を偽造する罪

第二百八條 他人の私印を偽造して使用したる者の六月以上五年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す
若し他人の印影を盜用したる者の一等を減す

第二百九條 爲替手形其他裏書を以て賣買す可き證書若くハ金額と交換す可き約定手形を偽造し又ハ増減變換して行使したる者の輕懲役に處す

其手形證書に詐偽の裏書を爲して行使したる者亦同じ

第二百十條 買賣、貸借、贈遺、交換、其他權利義務に關する證書を偽造し又ハ増減變換して行使したる者ハ四月以上四年以下の重禁錮に處ス四圓以上四十圓以下の罰金を附加ス其餘の私書を偽造ス又ハ増減變換して造使したる者ハ一月以上一年以下の重禁錮に處シ二圓以上二十圓以下の罰金を附加ス

第二百十一條 此節に記載たる輕罪を犯さんとして未だ遂げざる者ハ未遂犯罪の例に照して處斷ス

第二百十二條 此節に記載したる罪を犯し輕罪の刑ニ處する者ハ六月以上二年以下の監視ヲ付ス

第五節 免狀鑑札及ヒ疾病證書を偽造する罪

第二百十三條 官の免狀又ハ鑑札を偽造ス又ハ行使したる者ハ一

月以上一年以下の重禁錮ニ處シ四圓以上四十圓以下の罰金を附加ス但官印を偽造シ又ハ盜用したる時ハ偽造官印の各本條に照して處斷ス

第二百十四條 屬籍身分氏名を詐稱シ其他詐偽の所爲を以て免狀鑑札を受けたる者は十五日以上六月以下の重禁錮ニ處シ二

圓以上二十圓以下の罰金を附加ス官吏情を知テ其免狀鑑札を下附したる者ハ一等を加ふ

第二百十五條 公務を免かる可き爲め醫師の氏名を用ヒ疾病の證書を偽造して行使したる者ハ自己の爲めにシ他人の爲めとするを分たす一月以上一年以下の重禁錮に處シ三圓以上三十圓以下の罰金を附加ス

醫師屬托を受けて其詐偽の證書を造りたる者ハ一等を加ふ

第二百十六條 陸海軍の懲兵を免かる可き爲め疾病の證書を偽造して行使したる者及び囑托を受けて其詐偽の證書を造りたる醫師は前條の例に照し各一等を加ふ

第二百十七條 免狀鑑札及び疾病の證書を増減變換して行使したる者の亦偽造の刑も同じ

第六節 偽証の罪

第二百十八條 刑事に關する証人として裁判所に呼出されたる者被告人を曲庇する爲め事實を掩蔽して偽証を爲したる時ハ左の例も照して處斷す

一 重罪を曲庇する爲め偽証したる者は二月以上二年以下の重

禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す

二 輕罪を曲庇する爲め偽証したる者の一月以上一年以下の重

禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

三 違警罪を曲庇する爲め偽証したる者の違警罪の本條も依て

處斷す

第二百十九條 偽證の爲め被告人正當の刑を免かきたる時の偽

證者の刑前條の例に照し各一等を加ふ

第二百二十條 被告人を陷害する爲め偽證を爲したる者は左の

例も照して處斷す

一 重罪に陥らしむる爲め偽證したる者の二年以上五年以下の

重禁錮に處し十圓以上五十圓以下の罰金を附加す

二 輕罪に陥らしむる爲め偽証したる者を六月以上二年以下の

重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す

三 違警罪に陥らしむる爲め偽証したる者の一月以上三月以下

の重禁錮に處し二圓以上十圓以下の罰金を附加す
第二百二十一條 偽証の爲め被告人刑に處せられたる後、於て偽証の罪發覺したる時、偽証者を其刑より反座す若し反座の刑前條に記載したる偽証の刑より輕き時、前條の例に照して處斷す

其刑期限内に於て偽証の罪發覺したる時、現に經過したる日數に照して反座し刑期を減ずるとを得、但減して前條偽証の刑より降すとを得ず

第二百二十二條 偽証の爲め被告人死刑に處せられたる時は、反座の刑一等を減ず其未だ刑を執行せざる前に於て發覺したる時、二等を減す

若し被告人を死に陥る、の目的を以て偽証を爲したる時、

死刑に反座す其未だ刑を執行せざる前に於て發覺したる時は、一等を減す

第二百二十三條 民事商事又は行政裁判に關して偽証を爲したる者、一月以上一年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第二百二十四條 鑑定又ハ通事の爲め裁判所に呼出されたる者、詐偽の陳述を爲したる時は、前數條に記載したる偽証の例に照し、處斷す

第二百二十五條 賄賂其他の方法を以て人に囑托して偽証又は詐偽の鑑定通事を爲さしめたる者、亦偽証の例に同じ

第二百二十六條 此節に記載したる罪を犯したる者、其事件の裁判宣告に至らざる前に於て自首したる時、本刑を免す

第七節 度量衡を偽造する罪

第二百二十七條 度量衡を偽造し又ハ變造^{へんぞう}して販賣^{はんばい}したる者ハ二年以上五年以下の重禁錮^{じゆうきんご}に處し十圓以上五十圓以下の罰金を附加^{ふか}す但^{たゞ}官^{くわん}の記號印章^{きごういんしやう}を偽造^{ぎぞう}し又ハ盜用^{たうよう}したる時ハ偽造^{くわんしん}の各本條^{かくほんてう}ハ照^あし重^{おも}きに從^{したが}て處斷^{じゆたん}す

第二百二十八條 偽造變造^{ぎぞうへんぞう}の情^{じやう}を知^して其度量衡^{りやうかうかう}を販賣^{はんばい}したる者ハ前條^{ぜんてう}の刑^{けい}に一等^{いちとう}を減^{げん}す

第二百二十九條 商賈^{しやうかう}農工^{のうこう}定規^{ていけい}を増減^{ぞうげん}したる度量衡^{りやうかう}を所有^{しやういし}したる者ハ一月以上三月以下の重禁錮^{じゆうきんご}に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加^{ふか}す

若^もし其度量衡^{りやうかう}を使用^{しやう}して利^りを得^えたる者ハ詐欺^{さぎ}取財^{しゆざい}を以^{もつ}て論^{ろん}す
第二百三十條 人の囑托^{しゆくたく}を受け^うけて度量衡^{りやうかう}を偽造^{ぎぞう}又ハ變造^{へんぞう}した

る者^{その}ハ其囑托^{しゆくたく}したる犯人^{はん}の刑^{けい}に照^{てら}え各^{かく}一等^{いちとう}を減^{げん}す

第八節 身分を詐稱^{さしやう}する罪

第二百三十一條 官署^{くわんしよ}に對^{たい}し文書^{ぶんしよ}又ハ言語^{げんご}を以^{もつ}て其屬籍^{ぞくせき}身分^{ぶんせい}姓名^{めいねん}年齢^{ねんれい}職業^{しよくけい}を詐稱^{さしやう}したる者^{その}ハ二圓以上二十圓以下の罰金^{ばつぎん}に處^あす

第二百三十二條 官職^{くわんしよく}位階^{いかい}を詐稱^{さしやう}し又ハ官^{くわん}の服飾^{ふくしよく}徽章^{えいしやう}若^もくハ内外國^{くわんしやう}の勳章^{くんしやう}を僭用^{けんよう}したる者^{その}ハ十五日以上二月以下の輕禁錮^{けいきんご}に處^あし二圓以上二十圓以下の罰金^{ばつぎん}を附加^{ふか}す

第九節 公選^{こうせん}の投票^{とうひやう}を偽造^{ぎぞう}する罪

第二百三十三條 公選^{こうせん}の投票^{とうひやう}を偽造^{ぎぞう}し又ハ其數^{かず}を増減^{ぞうげん}したる者^{その}ハ一月以上一年以下の輕禁錮^{けいきんご}に處^あし二圓以上二十圓以下の罰金^{ばつぎん}を附加^{ふか}す

第二百三十四條 賄賂を以て投票を爲さしめ又ハ賄賂を受けて投票を爲したる者ハ二月以上二年以下の輕禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下の罰金を附加ス

第二百三十五條 投票を檢査シ及ヒ其數を計算スル者其投票を偽造シ又ハ増減したる時は六月以上三年以下の輕禁錮ニ處シ四圓以上四十圓以下の罰金を附加ス

第二百三十六條 調書を造リ投票の結局を報告スル者其數を増減シ其他詐偽の所爲ある時ハ一年以上五年以下の輕禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下の罰金を附加ス

第五章 健康を害する罪

第一節 阿片に關する罪

第二百三十七條 阿片煙を輸入シ及ヒ製造シ又ハ之を販賣した

る者は有期徒刑に處ス

第二百三十八條 阿片煙を吸食するの器具を輸入シ及ヒ製造シ

又ハ之を販賣したる者の輕懲役に處ス

第二百三十九條 税關官吏情を知テ阿片煙及ヒ其器具を輸入

せしめたる者は前二條の刑ニ照シ各一等を加ふ

第二百四十條 阿片煙を吸食する爲め房屋を給與して利を圖る者ハ輕懲役に處ス

人を引誘して阿片煙を吸食せしめたる者亦同シ

第二百四十一條 阿片煙を吸食したる者ハ二年以上三年以下の重禁錮ニ處ス

第二百四十二條 阿片煙及ヒ吸食の器具を所有シ又ハ受寄したる者ハ一月以上二年以下の重禁錮ニ處ス

第二節 飲料の浄水を汚穢する罪

第二百四十三條 人の飲料に供する浄水を汚穢し因て之を用ふるを能はざるに至らざめたる者ハ十一日以上一月以下の重禁錮に處し二圓以上五圓以下の罰金を附加せ

第二百四十四條 人の健康を害す可き物品を用ひて水質を變し又ハ腐敗せしめたる者ハ一月以上一年以下の重禁錮ニ處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加せ

第二百四十五條 前條の罪を犯し因て人を疾病又ハ死に致したる者ハ毆打創傷の各本條ニ照去重きに從て處斷す

第三節 傳染病豫防規則に關する罪

第二百四十六條 傳染病豫防の爲め設けたる規則に違背して入港の船舶より上陸し又ハ物品を陸地に運搬したる者は一月以

一年以下の輕禁錮に處し又は二十圓以上二百圓以下の罰金に處せ

第二百四十七條 船長自ら前條の罪を犯し又ハ人を犯すとを

知て制せざる者ハ前條の刑に一等を加ふ

第二百四十八條 傳染病流行の際豫防規則に違背して流行地方より他所へ出たる者ハ十五日以上六月以下ハ輕禁錮に處し又ハ十圓以上百圓以下の罰金に處す

第二百四十九條 獸類の傳染病流行の際豫防規則に違背して獸類を他所に出したる者ハ十一日以上二月以下の輕禁錮に處せ又ハ五圓以上五十圓以下の罰金に處せ

第四節 危害品及び健康を害す可き物品製造の規則に關する罪

七 第二百五十條 官許を得ずして危害を生ず可き物品の製造所を
創設したる者ハ二十圓以上二百圓以下の罰金ニ處ス

若シ健康を害す可き物品の製造所を創設したる者は十圓以上
百圓以下の罰金に處す

第二百五十一條 官許を得て前條に記載したる製造所を創設せ
ど雖も危害を豫防し健康を保護する規則に違背したる者は前
條の例に照し各一等を減す

第二百五十二條 前二條の罪を犯し因て人を疾病死傷に致した
る時ハ過失殺傷の各本條ニ照し重きに從て處斷す

第五節 健康を害す可き飲食物及び藥劑を販賣する罪
第二百五十三條 人の健康を害す可き物品を飲食物に混和して
販賣したる者は三圓以上三十圓以下の罰金に處す

第二百五十四條 規則に違背して毒藥劇藥を販賣したる者は十
圓以上百圓以下の罰金ニ處ス

第二百五十五條 前二條の罪を犯し因て人を疾病又ハ死に致し
たる者を過失殺傷ハ各本條に照し重きに從て處斷す

第六節 私に醫業を爲す罪
第二百五十六條 官許を得ずして醫業を爲したる者は十圓以上
百圓以下の罰金に處ス

第二百五十七條 前條の犯人治療の方法を誤り因て人を死傷ニ
致したる時は過失殺傷の各本條に照し重きに從て處斷す

第六章 風俗を害する罪

七 第二百五十八條 公然猥褻の所行を爲したる者は三圓以上三十
五圓以下の罰金ニ處ス

七 第二百五十九條 風俗を害する冊子圖書其他猥褻の物品を公然陳列し又は販賣したる者ハ四圓以上四十圓以下の罰金に處す

六 第二百六十條 賭場を開張して利を圖り又ハ博徒を招結したる者は三月以上一年以下の重禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第二百六十一條 財物を賭て現ニ博奕を爲したる者ハ一月以上六月以下の重禁錮ニ處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す其情を知て房屋を給與したる者亦同し但飲食物を賭せる者ハ此限に在らず

賭博の器具財物其現場に在る者は之を沒收す

第二百六十二條 財物を醸集し富籤を以て利益を僥倖するの業を興行したる者ハ一月以上六月以下の重禁錮ニ處し五圓以上

五十圓以下の罰金を附加す

第二百六十三條 神祠佛堂墓所其他禮拜所に對し公然不敬の所爲ある者ハ二圓以上二十圓以下の罰金ニ處す

若し説教又は禮拜を妨害したる者ハ四圓以上四十圓以下の罰金に處す

第七章 死屍を毀棄し及ひ墳墓を發掘する罪

第二百六十四條 埋葬す可き死屍を毀棄したる者ハ一月以上一年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第二百六十五條 墳墓を發掘して棺 廓 又ハ死屍を見したる者ハ二月以上二年以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の

七十七 罰金を附加す

因て死屍を毀棄したる者ハ三月以上三年以下の重禁錮に處す

十七 五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

八 第二百六十六條 此章に記載したる罪を犯さんと志て未だ遂げざる者ハ未遂犯罪の例に照して處斷す

第八章 商業及ひ農工の業を妨害する罪

第二百六十七條 偽計又ハ威力を以て穀類其他衆人の需用ニ飲可からざる食用物ヲ賣買を妨害したる者ハ一月以上六月以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

前項に記載したる以外の物品の賣買を妨害したる者ハ一等を減す

第二百六十八條 偽計又ハ威力を以て糶賣又は入札を妨害したる者ハ十五日以上三月以下の重禁錮に處し二圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第二百六十九條 偽計又は威力を以て農工の業を妨害したる者又前條に同じ

第二百七十條 農工の雇人其雇賃を増さしめ又ハ農工業の景況を變せしむる爲め雇主及ひ他の雇人に對し偽計威力を以て妨害を爲したる者ハ一月以上六月以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第二百七十一條 雇主其雇賃を減し又ハ農工業の景況を變する爲め雇人及他の雇主に對し偽計威力を以て妨害を爲したる者ハ亦前條に同じ

第二百七十二條 虚偽の風説を流布して穀類其他衆人需用物品の價直を昂低せしめたる者ハ十圓以上百圓以下の罰金に處す

九十七 第九章 官吏瀆職の罪

第一節

官吏公益を害する罪

第二百七十三條

官吏其管掌に係る法律規則を公布施行せず

又ハ他の官吏の公布施行を妨害したる者ハ二月以上六月以下

の輕禁錮に處し十圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第二百七十四條

兵隊を要求し及ヒ之を使用する權ある官吏地

方の騷擾其他兵權を以て鎮撫すべき時又當リ其處分を爲さ

る者は三月以上三年以下の輕禁錮に處し二十圓以上百圓以下

の罰金を附加す

第二百七十五條

官吏規則に違背して商業を爲したる者ハ二十

圓以上五百圓以下の罰金に處す

第二節

官吏人民に對する罪

第二百七十六條

官吏擅に威權を用ひ人をして其權利なき事

を行ハしめ又ハ其爲す可き權利を妨害したる者は十一日以上

二月以下の輕禁錮に處し二十圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第二百七十七條

人の身體財産を妨害するの犯人あるに當リ豫

審判事檢事警察官吏其報告を受けて速に保護の處分を爲さ

ざる者は十五日以上三月以下の輕禁錮に處し二十圓以上二十圓

以下の罰金を附加す

第二百七十八條

逮捕官吏法律に定めたる程式規則を遵守せず

して人を逮捕し又ハ不正に人を監禁したる者は十五日以上三

月以下の重禁錮に處し二十圓以上二十圓以下の罰金を附加す但

監禁日數十日を過る毎に一等を加ふ

八第二百七十九條

司獄官吏程式規則を遵守せずして囚人を監禁

し若くハ囚人を出獄せしむ可きの時に至り之を放免せざる者

ハ亦前條の例に同じ

第二百八十條 前二條に記載したる官吏又ハ護送者囚人ヲ對シ

飲食衣服を屏去シ其他苛刻の所爲を施したる者ハ三月以上三

年以下の重禁錮ニ處シ四圓以上四十圓以下の罰金を附加す

因テ囚人を死傷に致したる時ハ毆打創傷ハ各本條ニ照シ一等

を加ヘ重きニ從テ處斷す

第二百八十一條 火水震災の際官吏囚人の監禁を解クを怠リ

因テ死傷に致したる者ハ毆打創傷の各本條に照シ一等を加ふ

第二百八十二條 裁判官檢事及ヒ警察官吏被告人ヲ對シ罪狀を

陳述せしむる爲め暴行を加ヘ又は凌虐の所爲ある者ハ四月

以上四年以下の重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下の罰金を附

加す

因テ被告人を死傷に致したる時ハ毆打創傷の各本條に照シ一

等を加ヘ重きニ從テ處斷す

第二百八十三條 裁判官檢事故なくテ刑事の訴を受理せず

又は遷延して審理せざる者ハ十五日以上三月以下の輕禁錮ニ

處シ五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

其民事の訴に係る者亦同じ

第二百八十四條 官吏人の囑託を受け賄賂を收受ス又は之を聽

許したる者ハ一月以上一年以下の重禁錮ニ處シ四圓以上四十

圓以下の罰金を附加す

因テ不正の處分を爲したる時は一等を加ふ

第二百八十五條 裁判官民事の裁判に關して賄賂を收受シ又は

之を聽許したる者ハ二月以上二年以下ハ重禁錮ニ處シ五圓以

四十八 上五十圓以下の罰金を附加す

因て不正の裁判を爲したる時ハ一等を加ふ

第二百八十六條 裁判官検事警察官吏刑事の裁判ニ關して賄賂を收受し又ハ之を聽許したる者ハ二月以上二年以下の重禁錮ニ處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

因て被告人を曲庇したる者ハ三月以上三年以下の重禁錮ニ處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

其被告人を陷害したる者ハ二年以上五年以下の重禁錮ニ處し二十圓以上二百圓以下の罰金を附加す若し枉斷したる所の刑此刑より重き時は第二百二十一條第二百二十二條の例に照して反座す

第二百八十七條 裁判官検事警察官吏賄賂を收受聽許せしと雖

も情ニ從かひ又は怨を狹さみ被告人を曲庇陷害したる者は前條の例に同じ

第二百八十八條 前數條に記載したる賄賂己に收受したる者ハ之を沒收し費用したる者ハ其價を追徴す

第三節 官吏財産ニ對する罪

第二百八十九條 官吏自ら監守する所の金穀物件を竊取したる者ハ輕懲役に處す

因て官の文書簿冊を増減變換し又ハ毀棄したる時ハ第二百五條の例に照して處斷す

五十八 第二百九十條 租稅其他諸般の入額を徵收する官吏正數外金穀を徵收えたる者ハ二月以上四年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

六十八

第二百九十二條 此節に記載したる罪を犯し輕罪の刑に處する者は六月以上二年以下の監視に附さ

第三篇 身體財産に對する重罪輕罪

第一章 身體に對する罪

第一節 謀殺故殺の罪

第二百九十二條 豫め謀て人を殺したる者の謀殺の罪と爲し死刑に處す

第二百九十三條 毒物を施用して人を殺したる者は謀殺を以て論ず死刑に處す

第二百九十四條 故意を以て人を殺したる者を故殺の罪と爲し無期徒刑に處す

第二百九十五條 支解折割其他慘刻の所爲を以て人を故殺した

る者は死刑に處す

第二百九十六條 重罪輕罪を犯する便利なる爲め又ハ既に犯して其罪を免かるゝ爲め人を故殺したる者は死刑に處す

第二百九十七條 人を殺その意に出て詐稱誘導して危害に陷れ死に致したる者の故殺を以て論し其豫め謀る者の謀殺を以て論す

以て論す

第二百九十八條 謀殺故殺の行ひ誤て他人を殺したる者の仍ほ謀殺を以て論す

第二節 毆打創傷の罪

第二百九十九條 人を毆打創傷し因て死に致したる者の重懲役

七十八

第二百條 人を毆打創傷し其兩目を瞎し兩耳を聾し又ハ兩肢を

折り及び舌を斷ち陰陽を毀敗し若くは知覺精神を創失せしめ篤疾に致したる者は輕懲役に處す

其の一目を瞎し一耳を聾し又一肢を折り其他身體を殘虧し癩疾に致したるものハ二年以上五年以下の重禁錮に處す

第三百一條 人を毆打創傷を二十日以上の時疾病に罹り又ハ職業を營むを能はざるに至らしめたる者は一年以上三年以下の重禁錮に處す

其疾病休業の時間二十日に至らざる者は一月以上一年以下の重禁錮に處す

疾病休業に至らずと雖も身體に創傷を成したる者のハ十一日以上一月以下の重禁錮に處す

第三百二條

豫め謀て人を毆打創傷し休業癩篤疾又ハ死に致したる者の前數條に記載たる刑は照志各一等を加ふ

第三百三條

重罪輕罪を犯せに便利なる爲め又は既に犯して其罪を免かる、爲め人を毆打創傷したるものは亦前條の例は同

第三百四條 毆打に因り誤て他人を創傷したる者のハ仍ほ毆打創傷の本刑を科す

第三百五條

二人以上共に人を毆打創傷したる者のハ現は手を下し傷を成すの輕重に従て各自ハ其刑を科し若し共毆して傷をなすの輕重を知るを能はざる時は其重傷の刑に照し一等を減す但教唆者の減等の限に在らず

第三百六條 二人以上共に人を毆打するに當り自ら人を傷せし

十九 雖も幫助して傷を成さしめたる者ハ現に傷を成したる者の

刑に一等を減す

第三百七條 健康を害す可き物品を施用して人を疾苦せしめたる者ハ豫め謀て毆打創傷せるの例に照して處斷せ

第三百八條 人を殺すの意に非すと雖も詐稱誘導して危害に陥れ因て疾病死傷に致したる者ハ毆打創傷を以て論す

第三節 殺傷に關する宥恕及ひ不論罪

第三百九條 自己の身体ハ暴行を受るよ因り直らよ怒を發せ暴行人を殺傷したる者ハ其罪を宥恕す但不正の所爲に因り自ら暴行を招きたる者ハ此限よ在らさ

第三百十條 毆打して互に創傷し其手を下さの先後を知ると能はざる者ハ各其罪を宥恕するとを得

第三百十一條 本夫其妻の姦通を覺知し姦所に於て直らに姦夫又は姦婦を殺傷したる者は其罪を宥恕す但本夫前に姦通を縱容したる者ハ此限よ在らさ

第三百十二條 晝間故なく人の住居したる邸宅に入り若くは門戸牆壁を踰越損壞せんとする者を防止する爲め之を殺傷したる者は其罪を宥恕す

第三百十三條 前數條よ記載したる宥恕す可き罪ハ各本刑に照し二等又は三等を減せ

第三百十四條 身体生命を正當に防衛し已むとを得ざるに出て暴行人を殺傷したる者ハ自己の爲めに他人の爲めよするを分たす其罪を論せ但不正の所爲に因り自ら暴行を招きたる

十九 者は此限に在らさ

二十九 第三百十五條 左の諸件に於て己むとを得ざるよ出て人を殺傷したる者は其罪を論せず

一 財産に對し放火其他暴行を爲す者を防止するに出たる時

二 盜犯を防止又は盜賊を取還するに出たる時

三 夜間故なく人の住居したる邸宅よ入り若くは門戸牆壁を踰越損壞する者を防止するに出たる時

第三百十六條 身体財産を防護するよ出ると雖も己むとを得ざるに非ずして害を暴行人よ加へ又ち危害己よ去りたる後よ於て勢に乗じ仍ほ害を暴行人よ加へたる者の不論罪の限に在らば但情狀に因り第三百十三條の例に照し其罪を宥恕するを得

第四節 過失殺傷の罪

第三百十七條 疎虞懈怠又は規則慣習を遵守せず過失に因て人を死に致したる者の二十圓以上二百圓以下の罪金に處す

第三百十八條 過失に因て人を創傷し癱篤疾よ致したる者ち十圓以上百圓以下に罰金よ處す

第三百十九條 過失に因て人を創傷し疾病休業に至らしめたる者は二圓以上五十圓以下の罰金に處す

第五節 自殺に關する罪

九 第三百二十條 人を教唆して自殺せしめ又は囑托を受けて自殺人の爲め手を下したる者は六月以上三年以下の輕禁錮よ處し十圓以上五十圓以下の罰金を附加し其他自殺の補助を爲したる者ハ一等を減す

三十 第三百二十一條 自己の利を圖り人を教唆して自殺せしめたる

者の重懲役に處む

第六節

擅ほしひまに人を逮捕監禁する罪つみ

第三百二十二條

擅ほしひまに人を逮捕し又ハ私家に監禁したる者ハ十

一日以上二月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金

を附加す但監禁日數十日を過るハ一等を加ふ

第三百二十三條

擅ほしひまに人を監禁制縛して毆打拷責し又ハ飲食

衣服を屏居へいぎよ其他苛刻の所爲を施したる者ハ二月以上二年以

下の重禁錮に處し二圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第三百二十四條

前條の罪を犯し因て人を疾病死傷に致したる

者ハ毆打創傷の各本條に照し重きに從て處斷す

第三百二十五條

擅ほしひまに人を監禁し水火震災の際其監禁を解く

ことを怠り因て死傷に致したる者ハ亦前條の例に同じ

第七節

脅迫の罪

第三百二十六條

人を殺さんと脅迫し又ハ人の住居したる家屋

に放火せんと脅迫したる者ハ一月以上六月以下ハ重禁錮に處

し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

毆打創傷其他暴行を加へんと脅迫し又ハ財産に放火し及ヒ毀

壞劫掠せんと脅迫したる者ハ十一月以上二月以下の重禁錮

に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第三百二十七條

兇器けうきを持って前條の罪を犯したる者は各一等

を加ふ

第三百二十八條

親屬へ害を加ふ可き事を以て脅迫したる者を

九 亦前二條の例に同じ

五 第三百二十九條

此節に記載したる罪ハ脅迫を受けたる者又ハ

其親屬の告訴を待て其罪を論ず

第八節 墮胎の罪

第三百三十條 懷胎の婦女藥物其他の方法を以て墮胎したる者ハ一月以上六月以下の重禁錮に處す

第三百三十一條 藥物其他の方法を以て墮胎せしめたる者ハ亦前條に同じ因て婦女を死に致したる者ハ一月以上三年以下の重禁錮に處す

第三百三十二條 醫師穩婆又ハ藥商前條の罪を犯したる者ハ各一等を加ふ

第三百三十三條 懷胎の婦女を威逼し又ハ誑騙して墮胎せしめたる者は一年以上四年以下の重禁錮に處す

第三百三十四條 懷胎の婦女なることを知て毆打其他暴行を加へ

因て墮胎に至らしめたる者ハ二年以上五年以下の重禁錮に處す其墮胎せしむるの意を出てたる者は輕懲役に處す

第三百三十五條 前二條の罪を犯し因て婦女を癱瘓疾又ハ死に致したる者ハ毆打創傷の各本條に照し重きに從て處斷す

第九節 幼者又ハ老疾者を遺棄する罪

第三百三十六條 八歳又滿さる幼者を遺棄したる者ハ一月以上一年以下の重禁錮に處す自ら生活するに能さる老者疾病者を遺棄したる者亦同じ

第三百三十七條 八歳に滿さる幼者又ハ老疾者を寥闕無人の地に遺棄したる者ハ四月以上四年以下の重禁錮に處す

第三百三十八條 給料を得て人の寄託を受け保養す可き者前二條の罪を犯したる時の各一等を加ふ

八十九 第三百三十九條 幼者老疾者を遺棄し因て癱疾に致したる者の
輕懲役處し篤疾に致したる者は重懲役に處し死に致したる
者は有期徒刑に處す

第三百四十條 自己の所有地又ハ看守す可き地内に遺棄せられ
たる幼者老疾者あるとを知て之を扶助せよ又ハ官署に申告せ
ざる者ハ十五日以上六月以下の重禁錮に處す若し疾病に罹り
昏到する者あるとを知て扶助せよ又ハ申告せざる者亦同し

第十節 幼者を畧取誘拐する罪

第三百四十一條 十二歳に滿さる幼者を畧取し又ハ誘拐して自
ら藏匿し若くハ他人に交付したる者ハ二年以上五年以下の重
禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加せ

第三百四十二條 十二歳以上二十歳に滿さる幼者を略取して自

ら藏匿し若くハ他人に交付したる者ハ一年以上三年以下の重
禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す其誘拐して自
ら藏匿し若くハ他人に交付したる者ハ六月以上二年以下の重
禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加せ

第三百四十三條 畧取誘拐したる幼者なる事を知て自己の家屬
僕婢と爲し又ハ其他の名稱を以て之を收受したる者ハ前二條
の例に照し各一等を減す

第三百四十四條 前數條に記載したる罪ハ被害者又ハ其親屬の
告訴を待て其罪を論ず但略取誘拐せられたる幼者式に従て
婚姻を爲しとする時は告訴の効なし

九十九 第三百四十五條 二十歳に滿さる幼者を畧取誘拐して外國人に
交付したる者の輕懲役處す

第十一節 猥褻姦淫重婚の罪

第三百四十六條 十二歳に満ざる男女に對し猥褻の所行を爲し
又は十二歳以上の男女に對し暴行脅迫を以て猥褻の所爲を爲
したる者は一月以上一年以下の重禁錮に處し二圓以上三十圓
以下の罰金を附加す

第三百四十七條 十二歳に満ざる男女に對し暴行脅迫を以て猥
褻の所行を爲したる者の二月以上二年以下の重禁錮に處し四
圓以上四十圓以下の罰金を附加す

第三百四十八條 十二歳以上の婦女を強姦したる者の輕懲役に
處す藥酒等を用ひ人を昏睡せしめ又ハ精神を錯亂せしめ姦
姦したる者の強姦を以て論す

第三百四十九條 十二歳に満ざる幼女を姦淫したる者は輕懲役

に處す若し強姦したる者は重懲役に處す

第三百五十條 前數條に記載したる罪の被害者又は其親屬の告
訴を待て其罪を論す

第三百五十一條 前數條に記載したる罪を犯し因り人を死傷よ
致したる者の毆打創傷の各本條に照し重きに從て處斷す但
強姦に因て癡篤疾に致したる者は有期徒刑に處し死に致した
る者の無期徒刑に處す

第三百五十二條 十六歳に満ざる男女の淫行を勸誘して媒合
したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓
以下の罰金を附加す

第三百五十三條 有夫の婦姦通したる者の六月以上二年以下の
重禁錮に處し其相姦する者亦同し

二百

此條の罪の本夫の告訴を待て其罪を論ず但本夫先に姦通を縱容したる者の告訴の効なし

第二百五十四條 配偶者ある者重ねて婚猥を爲したる時は六月

以上二年以下の重禁錮に處ち五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第十二節 誣告及 誹毀の罪

第二百五十五條 不實の事を以て人を誣告したる者は第二百二

十條に記載したる偽證の例に照して處斷す

第二百五十六條 誣告を爲すと雖も被告人の推問を始めざる前

に於て誣告者自首したる時は本刑を免す

第二百五十七條 誣告よ因て被告人刑に處せられたる時を第二

百二十一條第二百二十二條に記載したる例に照して處斷す

第三百五十八條

惡事醜行を摘發して人を誹毀したる者は事實

の有無を問はず左の例に照して處斷す

一公然の演説を以て人を誹毀したる者は十一日以上三月以下

の重禁錮に處ち三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

二書額畫圖を公布し又ち雜劇偶像を作為して人を誹毀したる

者の十五日以上六月以下に重禁錮に處ち五圓以上五十圓以下

の罰金を附加す

第二百五十九條

死者を誹毀したる者の誣罔に出たるに非され

ち前條の例に照して處斷せらるるを得ず

第三百六十條

醫師藥商穩婆又の代言人辨護人代書人若くは神

官僧侶其身分職業よ於て委託を受けたる事に因り知得たる陰

三百

私を漏告したる者の誹毀を以て論じ十一日以上三月以下の重

四百

禁錮に處^{しよ}え三圓以上三十圓以下の罰金を附加^{ばつぎん}せ但裁判所の呼^{よび}出^だを受けて事實^{じじつ}を陳述^{ちんじゆつ}せる者^{もの}を此限^{このかぎり}に在^あらす

第三百六十一條 此節^{このせつ}に記載^{きさい}したる誹毀^{ひき}の罪^{つみ}の被害者^{ひがいしや}又は死者^{ししや}の親屬^{しんぐく}れ告訴^{こくす}を待^{まち}て其罪^{そのつみ}を論^{ろん}せ

第十三節 祖父母^{そふぼ}父母^{ふぼ}に對^{たい}する罪^{つみ}

第三百六十二條 子孫^{しそん}其祖父母^{そふぼ}父母^{ふぼ}を謀殺^{ぼうさつ}故殺^{こさつ}したる者^{もの}ハ死刑^{しつじつ}に處^{しよ}せ

其自殺^{そいじ}に關^{くわん}する罪^{つみ}は凡人^{ほんにん}の刑^{けい}に照^あえ二等^{にとう}を加^かふ

第三百六十三條 子孫^{しそん}其祖父母^{そふぼ}父母^{ふぼ}に對^{たい}し毆打^{たうた}創傷^{そうじやう}の罪^{つみ}其他監禁^{かん}脅迫^{きやうぱく}遺棄^{いせき}誣告^{こくご}誹毀^{ひき}の罪^{つみ}を犯^{おか}したる者^{もの}は各本條^{かくほんじょう}に記載^{きさい}したる凡人^{ほんにん}の刑^{けい}に照^あし二等^{にとう}を加^かふ但癡疾^{はいしやう}に致^{いた}したる者^{もの}ハ有期徒刑^{いうさきしけい}に處^{しよ}し篤疾^{とくしやう}に致^{いた}したる者^{もの}ハ無期徒刑^{むじつじやう}に處^{しよ}し死^しに致^{いた}したる者^{もの}ハ死^し

刑^{けい}に處^{しよ}す

第三百六十四條 子孫^{しそん}其祖父母^{そふぼ}父母^{ふぼ}に對^{たい}し衣服^{いしよふ}を供給^{きやうきやう}せず其他必要^{ひつじやう}なる奉養^{ほうやう}を飲^かきたる者^{もの}を十五日以上六月以下^{じゅうごにじちじついじやうろくにげ}の重禁錮^{じゆうかんこ}に處^{しよ}し二圓以上二十圓以下^{にじゆんいじやうにじじゆんげ}の罰金を附加^{ばつぎん}せ因^よて疾病^{しつぺい}又^{また}ハ死^しに致^{いた}したる者^{もの}は亦前條^{またぜんじょう}の例^{れい}に同^{おな}し

第三百六十五條 祖父母^{そふぼ}父母^{ふぼ}に對^{たい}したる殺傷^{さつしやう}の罪^{つみ}ハ特別^{とくべつ}に宥恕^{いうじよ}及^{およ}び不^ふ論罪^{ろんざい}ハ例^{れい}を用^{もち}ふる事^{こと}を得^えず但其犯^{おか}を時知^{ときち}らざる者^{もの}は此限^{このかぎり}に在^あらす

第二章 財產^{ざいさん}に對^{たい}する罪^{つみ}

第一節 竊盜^{せつとう}の罪^{つみ}

第三百六十八條 人^{ひと}の所有物^{しよゆうぶつ}を竊取^{せつしゆ}したる者^{もの}ハ竊盜^{せつとう}の罪^{つみ}と爲^なし

二月以上四年以下の重禁錮に處す

第二百六十七條 水火震災其他の變に乗じて窃盜を犯したる者

は六月以上五年以下の重禁錮に處す

第二百六十八條 門戸牆壁を踰越損壞し若くは鎖鑰を開き邸宅

倉庫に入り窃盜を犯したる者は亦前條に同じ

第二百六十九條 二人以上共に前三條の罪を犯したる者の各一

等を加ふ

第二百七十條 兇器を携帶して人の住居したる邸宅に入り窃盜

を犯したる者は輕懲役に處す

第二百七十一條 自己の所有物と雖も典物として他人に交付し

又ハ官署の命令に因り他人の看守したる時之を竊取したる者

ハ窃盜を以て論す

第二百七十二條 田野に於て穀類菜菓其他の産物を窃取したる

者も一月以上一年以下の重禁錮に處す

第二百七十三條 山林に於て竹木礦物其他の産物を窃取又ハ

川澤池沼湖海に於て人の生養ま若くは營業に關する産物を窃

取したる者は亦前條に同之

第二百七十四條 牧場に於て牧畜ハ獸類を窃取したる者は二月

以上二年以下の重禁錮に處す

第二百七十五條 此節に記載したる輕罪を犯さんとして未だ遂

げざる者の未遂犯罪の例に照して處斷す

第二百七十六條 此節に記載したる罪を犯し輕罪の刑に處ざる

者は六月以上二年以下の監視に付す

第七百三十七條 祖父母父母夫妻子孫及び其配偶者又は同居の

兄弟姉妹互に其財物を窃取したる者の窃盗を以て論ずるの限
に在らば若し他人共犯して財物を分ちたる者の窃盗を以て
論ず

第二節 強盗の罪

第三百七十八條 人を脅迫し又ハ暴行を加へて財物を強取した
る者の強盗の罪と輕懲役と處す

第三百七十九條 強盗左に記載したる情狀ある者の一個毎に
一等を加ふ

一 二人以上共に犯したる時
二 兇器を携帯して犯したる時

第三百八十條 強盗人を傷したる者の無期徒刑と處し死に致し
たる者は死刑に處す

第三百八十一條 強盜婦女を強姦したる者は無期徒刑と處す

第三百八十二條 窃盜財を得て其取還を拒く爲め臨時暴行脅迫
を爲したる者は強盜を以て論ず

第三百八十三條 藥酒等を用ひ人を酔迷せしめ其財物を盜取し
たる者の強盜を以て論ず輕懲役に處す

第三百八十四條 此節に記載したる罪を犯し減輕は因て輕罪の
刑に處する者の六月以上二年以下の監視に付す

第三節 遺失物即藏物に關する罪

第三百八十五條 遺失及ひ漂流の物品を拾得て隱匿し所有主
に還付せず又ハ官署に申告せざる者の十一月以上三月以下の

重禁錮に處し又ハ二圓以上二十圓以下の罰金に處す

九百 第三百八十六條 他人の所有地内よ於て埋藏の物品を掘得て隱

十百 匿したる者ハ亦前條に同シ

第三百八十七條 此節に記載したる罪を犯したる者第三百七十七條に掲けたる親屬に係る時ハ其罪を論せず

第四節 家資分散に關する罪

第三百八十八條 家資分散の際其財産を藏匿脱漏し又ハ虚偽の負債を増加したる者ハ二月以上四年以下の重禁錮ニ處す 情を知て虚偽の契約を承諾し若クハ其媒介を爲したる者は一等を減ぞ

第三百八十九條 家資分散の際牒簿の類を藏匿毀棄し若クハ分散決定の後債主中の一人又ハ數人其負債を私償して他の債主を害したる者ハ一月以上二年以下の重禁錮に處ぞ

第五節 詐欺取財及ヒ受寄財物ニ關する罪

第三百九十條 人を欺罔し又ハ恐喝して財物若クハ證書類を騙取したる者ハ詐欺取財の罪ト爲し二月以上四年以下の重禁錮ニ處之四圓以上四十圓以下の罰金を附加す

因テ官私の文書を偽造し又ハ増減變換したる者ハ偽造の各本條に照し重よ從て處斷す

第三百九十一條 幼者の知慮淺薄又ハ人の精神錯亂したる者乘して其產物若クハ證書類を授與せしめたる者ト詐欺取財を以て論ず

第三百九十二條 物件を販賣し又ハ交換するに當り其物質を變し若クハ分量を偽て人に交付したる者ト詐欺取財を以て論ず

十百 一 第三百九十三條 他人の動産不動産を冒認して販賣交換し又ハ

抵當典物と爲したる者ハ詐欺取財を以て論ず
自己の不動産と雖も己に抵當典物と爲したるを欺隠して他人
に賣與し又ハ重ねて抵當典物と爲したる者亦同じ

第三百九十四條 前數條に記載したる罪を犯したる者ハ六月以
上二年以下の監視に付す

第三百九十五條 受寄の財物借用物又は典物其他委託を受けた
る金額物件を費消したる者ハ一月以上二年以下の重禁錮に處
す若し騙取拐帶其他詐欺の所爲ある者ハ詐欺取財を以て論ず

第三百九十六條 自己の所有に係ると雖も官署より差押へたる
物件を藏匿脱漏したる者ハ一月以上六月以下の重禁錮に處す
但家資分散の際此罪を犯したる者ハ第三百八十八條の例に照
して處斷す

第三百九十七條 此節に記載したる罪を犯さんとして未だ遂げ
ざる者は未遂犯罪の例に照して處斷す

第三百九十八條 此節に記載したる罪を犯したる者第三百七十
七條に掲げたる親屬に係る時は其罪を論せず

第六節 贓物に關する罪

第三百九十九條 強窃盜の贓物なることを知て之を受る又ハ寄藏
故買し若くハ牙保を爲したる者は一月以上三年以下の重禁錮
に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第四百條 前條の罪を犯したる者は六月以上二年以下の監視に
付す

百第四百一條 詐欺取財其他の犯罪に關したる物件なることを知て
之を受け又ハ寄藏故買し若くハ牙保を爲したる者ハ十一日以

四百

上一年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第七節 放火失火の罪

第四百二條 火を放て人の住居したる家屋を燒毀したる者の死刑に處す

第四百三條 火を放て人住居せざる家屋其他の建造物を燒燬したる者の無期徒刑に處す

第四百四條 火を放て廢屋及ひ柴草肥料等を貯ふる屋舎を燒燬したる者の重懲役に處す

第四百五條 火を放て人を乗載したる船舶漁車を燒燬したる者の死刑に處す

其人を乗載せざる船舶漁車に係る時の重懲役に處す

第四百六條 火を放て山林の竹木田野の穀麥又は露積たる紫

草竹木其他の物件を燒燬したる者の輕懲役に處す

第四百七條 火を放て自己の家屋を燒燬したる者の二月以上二年以下の重禁錮に處す

第四百八條 放火の罪を犯し輕罪の刑に處する者は六月以上二年以下の監視に付す

第四百九條 火を失して人の家屋財産を燒毀したる者は二圓以上二十圓以下の罰金に處す

第四百十條 火藥其他激發す可き物品又ハ煤氣井蒸氣罐を破裂せしめて人の家屋財産を毀壞したる者の其故意に出ると過失

とを分ち放火失火の例に照して處斷す

五百

第八節 決水の罪

第六百 第四百十一條 堤防を決潰し又ハ水閘を毀壞して人の住居したる家屋を漂失したる者の無期徒刑に處す

若シ人の住居せざる家屋其他の建造物を漂失したる者の重懲役ニ處す

第四百十二條 堤防を決潰し水閘を毀壞して田圃礦坑牧場等を荒廢したる者は輕懲役ニ處す

第四百十三條 他人の便益を損し又は自己の便益を圖る爲め堤防を決潰し水閘を毀壞し其他水利を妨害したる者は一月以上二年以下の重禁錮ニ處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第四百十四條 過失ニ因て水害を起したる者の失火の例に照して處斷す

第九節 船舶を覆没する罪

第四百十五條 衝突其他の所爲を以て故さらに人を乗載したる船舶を覆没したる者は死刑に處し但船中死亡なき時の無期徒刑に處す

第四百十六條 前條の所爲を以て人を乗載せざる船舶を覆没したる者の輕懲役に處す

第十節 家屋物品を毀壞し及び動植物を害する罪

第四百十七條 人の家屋其他の建造物を毀壞したる者ハ一月以上五年以下の重禁錮に處し二圓以上五十圓以下の罰金を附加す

因て人を死傷に致したる者の毆打創傷の各本條に照し重きニ從て處斷す

第七百 第四百十八條 人の家屋に屬する牆壁及び園池の裝飾又ハ田圃

八十百

乃樊園牧場の柵欄を毀壞したる者ハ十一日以上三月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金に處す

第四百十九條 人の稼穡竹木其他需用の植物を毀損したる者ハ十一日以上六月以下の重禁錮に處し又は三圓以上三十圓以下の罰金に處す

第四百二十條 土地の經界を表したる物件を毀壞し又ハ移轉したる者ハ一月以上六月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第四百二十一條 人の器物を毀棄したる者ハ十一日以上六月以下の重禁錮に處し又ハ三圓以上三十圓以下の罰金に處す

第四百二十二條 人の牛馬を殺したる者ハ一月以上六月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第四百二十三條 前條に記載したる以外の家畜を殺したる者ハ

二圓以上二十圓以下の罰金に處す但被害者の告訴を待て其罪を論ず

第四百二十四條 人の權理義務に關する證書類を毀棄滅盡したる者は二月以上四年以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第四篇 違警罪

第四百二十五條 左の諸件を犯したる者は三日以上十日以下の拘留に處し又は一圓以上一圓九十五錢以下の科料に處す

一規則を遵守せしめて火藥其他破裂を可き物品を市街に運搬したる者

九十百

二規則を遵守せしめて火藥其他破裂を可き物品又ハ自ら火を

發す可き物品を貯藏したる者

三官許を得ずして煙火を製造し又は販賣したる者

四人家稠密の場所於て濫りに烟火其他火器を玩ひたる者

五蒸氣器械其他烟筒火竈を建造修理し及び掃除する規則に違

背したる者

六官署の督促を受けて崩壊せんとする家屋牆壁の修理を爲さ

る者

七官許を得ずして死屍を解剖したる者

八自己所有地内に死屍あることを知て官署に申告せし又其他

所に移したる者

九人を毆打して創傷疾病に至らざる者

十密に賣淫を爲し又其媒合容止を爲したる者

十一人の住居せざる家屋内に潜伏したる者

十二定りたる住居なく平生營生の産業なくして諸方徘徊す

る者

十三官許の墓地外に於て私に埋葬したる者

十四違警罪の犯人を曲庇する爲め偽證したる者但被告人偽證

の爲め刑を免かれたる時は第二百十九條の例に従ふ

第四百二十六條 左の諸件を犯したる者ハ二日以上五日以下の

拘留に處し又ハ五十錢以上一圓五十錢以下の科料に處す

一人家の近傍又山林田野於て濫りに火を焚く者

二水火其他の變に際し官吏より防禦す可きの求めを受け傍觀

して之を肯せざる者

三不熟の菓物又ハ腐敗したる飲食物を販賣したる者

四健康を保護する爲め設けたる規則又ハ傳染病豫防規則に違背したる者

五人此通行す可き場所にある危険の井溝其他凹所ヲ蓋又ハ防圍を爲さざる者

六路上於て犬其他の獸類を嚇し又ハ驚逸せしめたる者

七發狂人の看守を怠り路上に徘徊せしめたる者

八狂犬猛獸等の繫鎖を怠り路上に放ちたる者

九變死人の檢視を受けしとして埋葬したる者

十墓碑及ヒ路上の神佛を毀損し又ハ汚瀆したる者

十一神祠佛堂其他公の建造物を汚損したる者

十二公然人を罵詈嘲弄したる者但訴を待て其罪を論じ

第四百二十七條 左の諸件を犯したる者の一日以上三日以下の

拘留に處し又ハ二十錢以上一圓二十五錢以下の料料に處

一濫りに車馬を疾驅して行人の妨害を爲したる者

二制止を肯せずして人の群集したる場所に車馬を牽きたる者

三夜中無提燈にて車馬を疾驅する者

四木石等を道路に堆積して防圍を設けず又は標識の點燈を怠りたる者

五瓦礫を道路家屋園圍に投擲したる者

六禽獸の死屍を道路に棄擲し又ハ取除かざる者

七汚穢物を道路家屋園圍に投擲したる者

八警察の規則に違背して工商の業を爲したる者

九醫師穩婆事故案として急病人の招きに應せざる者

十死亡の申告を爲さずして埋葬したる者
 十一流言浮説を爲して人を誑惑したる者
 十二妄言吉兇禍福を説き又は祈禱符呪等を爲し人を惑はして利を圖る者

十三私有地外へ濫りに家屋牆壁を設け又ハ軒楹を出したる者
 十四官許を得てきて路傍又ハ河岸ハ床店等を開きたる者
 十五路上の植木市街の常燈及ハ厠場等を毀損したる者
 十六道路橋梁其他ハ場所に榜示したる通行禁止及ハ指道標の類を毀棄汚損したる者

第四百二十八條 左の諸件を犯したる者ハ一日の拘留に處シ又ハ十錢以上一圓以下の料料に處ス

一官署より價額を定めたる物品産定價以上に販賣したる者

二渡船橋梁其他の場所ハ於て定價以上の通行錢を取り又ハ故なく通行を妨けたる者

三渡船橋梁其他通行錢を拂ふ可き場所に於て其定價を出さずして通行したる者

四路上ハ於て賭博に類する商業を爲したる者

五官許を得てきて劇場其他觀物場を開き及ハ其規則に違背したる者

六溝渠下水を毀損シ又ハ官署の督促を受けて溝渠下水を浚はる者

七制止を肯せずして路傍ハ食物其他の商品を羅列したる者

八官許を得てきて獸類を官有地に放ち又ハ牧畜したる者

九身體に刺文を爲し及ハ之を業とする者

十他人の繫きたる牛馬其他の獸類を解放したる者

十一他人の繫きたる舟筏を解放したる者

第四百二十九條左の諸件を犯したる者の五錢以上五十錢以下の

科料に處せ

一橋梁又ハ堤防の害を爲る可き場所ハ舟筏を繫きたる者

二牛馬諸車其他物件を道路に横たへ又ハ木石薪炭等を堆積し

て行人の妨害を爲したる者

三馬車を並へ牽て行人の妨害を爲したる者

四水路に於て舟を並へ通船の妨害を爲したる者

五氷雪塵芥等を路上に投棄したる者

六官署の督促を受けて通路の掃除を爲さざる者

七制止を肯せずして路上ハ遊戯を爲し行人の妨害を爲したる

者

八牛馬を牽き又ハ繫くとを忽るせにして行人の妨害を爲した

る者

九出入を禁止したる場所に濫りに出入したる者

十通行禁止の榜示を犯して通行したる者

十一道路に於て放歌高聲を發して制止を肯せざる者

十二酩酊して路上ハ喧噪し又ハ醉臥したる者

十三路上の常燈を消したる者

十四人家の墻壁に貼紙及ハ樂書したる者

十五邸宅の番號標札招牌又ハ貸家賣家の貼紙其他報告ハ榜標

等を毀損したる者

十六他人の田野園圃に於て菜菓を採食し又ハ花卉を折採した

る者

十七公園の規則を犯したる者

十八通路なき他人の田圃を通行し又ハ牛馬を牽入れたる者

第四百三十條 前數條に記載せるの外各地方の便宜により定むる所の違警罪を犯したる者ハ其罰則に從て處斷せ

罰刑法畢

罰刑法附則

第一章 主刑執行

第一條 死刑は其執行を爲す裁判所の檢察官書記及び獄司刑場に立會獄司より囚人ハ死刑を執行せ可き事を告示したる後獄丁を以て之を執行せしむ但其期限は午後十時前とせ

第二條 死刑を行ふ時を刑場の警戒を嚴にし執行に關する者の外刑場よ入るとを許さず但立會官吏の許可を得たる者ハ此限に在らず

第三條 死刑の執行畢りたる時は書記其始末書を作り立會を爲したる官吏と共に署名捺印し之を裁判所の檢事局よ納む可し

第四條 左よ記載したる日ハ死刑を行ふ事を禁す
元始祭

孝明天皇祭

紀元節

春季皇靈祭

仁孝天皇祭

神武天皇祭

六月大祓

秋季皇靈祭

神宮神嘗祭

天長節

後桃園天皇祭

新嘗祭

光格天皇祭

十二月大祓

第五條 死刑の宣告を受けたる婦女懐胎と申する者の醫師及び

穩婆をして之を検査せしめ果して懐胎なる時の檢察官より司

法卿に上申して其執行を停め産後一百日を経て更に司法卿の

命令を受け執行す可し

第六條 死刑に遺骸の一定の場所に埋む若し親屬故舊請ふ者あ

る時の獄司之を許可し下付するを得

第七條 死刑の宣告を受るたる者執行に至るまで何時までも獄

司の許可を得て其親屬故舊に見見するを得

第八條 死刑を執行したる時の犯人の屬籍氏名年齢職業住所

及び其罪狀刑名を記載して左の各所に榜示公告す可し

刑を宣告したる裁判所の門前

犯罪の地

犯人住居の地

第九條 徒流の囚を發遣するハ裁判を爲したる地の獄司より内務卿に上申し其命令を待て發船の地に護送す可し

第十條 徒刑の囚ハ島地に於て便宜に従ひ獄外の役ヲ服せしむるを得

第十一條 流刑の囚幽閉中獄内ニ於て自ら工業を爲さんと請ふ者ハ獄司之を許す可し

第十二條 流刑の囚幽閉を免そ可き者ある時ハ獄司より内務司法兩卿に上申ス其許可を受く可し

第十三條 徒刑の囚假出獄を許されたる者又ハ流刑ハ囚幽閉を免せらるる者家屬を招き同居するを請ふ時は之を許すとす

得但其路費ハ自ら之を辨す可し

第十四條 流刑の囚幽閉を免し地を限り居住せしむる者ハ監獄近傍の地を限り獄司の監督を受けしむ若し己むを得ざる事故ある時ハ獄司に請ふて限外に出るとを得

第十五條 流刑の囚幽閉を免せられたる者再ハ罪を犯したる時は本刑期限内と雖も島地に於て直ちに其刑を執行す可し

第十六條 懲役重禁錮の囚ハ便宜に従ひ獄外の役ヲ服せしむるを得

第十七條 禁獄輕禁錮の囚獄内に於て自ら工業を爲さんと請ふ者ハ獄司之を許す可し

第十八條 服役限内更ハ罪を犯し再ハ定役に服する者後犯の刑期百日以内ハ工錢を給與せす

三百第十九條 囚人に給與する工錢の額を定め之を交付し及び領置
する方法ハ監獄の規則ニ從ふ

第二十條 罰金科料の宣告を受け未だ納完せざる前ニ於て犯人
身死する時ハ之を徵收せず附加の罰金ニ於る亦同し

第二章 監視

第二十一條 監視ハ主刑の終りたる後仍ほ將來を檢束する爲め
警察官吏をして犯人の行狀を監視せしむる者とす

第二十二條 監視に付す可き者は豫め其住所を定めしめ主刑
の終りたる時典獄より最近の警察所に護送し其警察所より住
居の地の警察所ニ送致し監視を執行せしむ但主刑の期滿免除
を得たる者又は主刑を免し止た監視に付する者ハ其裁判所の
檢察官より護送可し

第二十三條 犯人を警察所に護送する時ハ其監視の起算滿期を
記載したる文書及ひ刑名宣告書の謄本を附す可し

第二十四條 (明治十五年八月第四十)
二號布告にて削除す

第二十五條 警察所より犯人を住居の地の警察所ニ護送する時
ハ其里程を計り日數を限定して旅券を付與し犯人到着の日直
ちよ之を其地の警察所に差出さざる但途中事故ありて延滞し
たる時は第三十一條の例に從ふ可し

犯人を送致する時を第二十三條に記載したる書類を其地の警
察所に遞送すへし

百第二十六條 犯人住居の地の警察署ニ於てハ監視の期限間遵守
すべき條件を讀聞かせ監視の票を下付すへし

十三百第二十七條 監視に付せられたる者ハ其期限間左の條件を遵守

すへし

一 毎月二度所轄の警察所に到り其謹慎なるを表す監視の票を出し官吏の認印を受くへし但疾病又ハ己むを得ざる事故ありて警察署に到る事能はざる時は其事由を届出つへし
二 酒宴遊興の席に會し又は群集の場所に參會せる事を許さず
三 事故ありて其住居を轉移せんとする時の警察所に申請し許可を受くへし

四 擅に他の地方に旅行せる事を許さず若し己むを得ざる事故ある時は其事由を警察所に具申し許可を受くへし

第二十八條 監視の期限間の警察官吏時宜に因り其家宅に臨檢せる事あるへし

第二十九條 警察所に於て住居を轉する事を許可したる時は其

事由を轉住の地の警察所に通知し第二十三條に記載したる書類を遞送すへし

第三十條 他の地方に旅行する事を許可したる時は其里程を計り先方の地に滞留する時日を算し往復日數を限定して旅券を付與すへし

犯人先方の地に到き其地の警察所に出で旅券を示し官吏の認印を受る限定の日數内に歸來り直ちに旅券を警察所に還納すへし

第三十一條 旅行中天災又ハ疾病等よ因り臨時滞在したる時の事由を其地の警察所に具申し官吏の証書を受け歸着の日旅券よ添へ警察所に差出すへし

第三十二條 監視に付する者住居なく及び引取人なき時の其期

限間懲治場に留置し工業を爲さしめ又ハ使役に供し住居遠地
ニ在りて歸着する資力なき者亦同し

第三十三條 懲治場に留置したる者限内引取人を得又ハ住居の
地ニ歸着する資力を得たる時ハ其地に送致して殘期の監視を
執行せしむべし

第三十四條 刑期限内再ハ罪を犯し初犯再犯共に監視に付すへ
き時又ハ監視の期限間再ハ罪を犯し更に監視に付すへき時は
並ニ主刑滿限の後前後の期限を通算して監視を執行すべし

第三十五條 罰金を禁錮に換へたる者監視ニ付すへき時は其禁
錮の日數を監視の期限ニ算入すべし

第三十六條 監視に付せられたる者其規則を遵守し悛改の状あ
る時は警察官より其事實を上申し内務司法兩卿の命を受け

て假に監視を免する事を得

第三十七條 假し監視を免せられたる者住居を轉移する時ハ第
二十七條第三及ハ第二十九條の例に従ふべし

第三章 假出獄及ハ特別監視

第三十八條 假出獄を許す可き者ある時は獄司より其犯人の行
状及ハ刑名入獄の年月を記載し假に出獄を許されん事を内務
司法兩卿に上申して許可を受くべし

第三十九條 假出獄を許したる時ハ獄司より其證票を犯人ニ下
付すべし

第四十條 假出獄證票にハ左の條件を記載すべし

- 一 本人の屬籍氏名年齢住所罪名刑名及ハ處刑の年月日
- 二 殘期何年何月何日間假出獄を許す事

三假出獄中の特別監視を付さへし事

四假出獄中更に重軽罪を犯したる時の直ちに^{たゞ}出獄を停止し出

獄中の日數を刑期に算入せざる事

第四十一條 重罪の刑に處せられたる者假出獄中自ら財産を

治め若くハ職業を營まんとする時の警察所より申請し許可を受

くへし

第四十二條 假出獄を許すへきも^れの豫め其住所を定めしめ出

獄の日典獄より其證票の謄本を添へ第二十二條の例に依り犯

人を護送し特別監視を執行せしむへし

第四十三條 特別監視に付する者は第二十三條第十四條第二

十五條第二十六條第二十九條第三十一條の例を適用す

第四十四條 特別監視に付せられたる者の其期限間左の條件を

遵守す可し

一毎週間一度所轄の警察所に到り其謹慎なることを表し監視の

票を出し官吏の認印を受くへし但疾病又ハ已む事を得ざる

事故ありて警察所より到る事能はざる時は其事由を届出つ可

し

二酒宴遊興の席に會し又ハ群集の場所に參會する事を許さず

三事故ありて住居を轉移せんとする時の警察所に申請し許可

を受くへし但他の府縣に轉移する事を許さず

四往復一日程を過ぐる地より旅行する事を許さず

第四十五條 特別監視の期限間は警察官吏時宜より其家宅に

臨檢する事あるへし

第四十六條 假出獄を許されたる者^き期刑滿限の日に至れも假出

二百四十二

獄證票を警察所に還納し警察所より證票を出たる獄司に遞送すへし

主刑滿限の後監視に付すべき犯人なる時は警察所に於て第二章の例に従て處分すへし

第四十七條 假出獄を許さへき者住所なく及び引取人なき時を第三十二條の例に従ひ懲治場に留置すへし

第四章 刑事裁判費用

第四十八條 豫審公判に付き呼出したる證人醫師鑑定人通辨人翻譯人よ給與とへき日當旅費止宿料及び第五十一條第五十二條に記載したる者を以て刑事の裁判費用と爲す

第四十九條 日當旅費及び止宿料に左の制限に據り各地方適宜其額を定むへし

日當五拾錢以下

旅費一里拾錢以下

止宿料一宿貳拾五錢以下

住居三里以外の地に在る者ハ往復旅費を給し及び呼出したる地に滞在中の日當並に止宿料を給す其三里未滿の地に在る者ハ旅費止宿料を給せず

第五十條 證人の日當旅費及び止宿料に本人の請求あるま非ざるは之を給與せず

第五十一條 證人日稼を以て生業とする者治罪法第百九十條に従ひ償金を要求する時ハ旅費日當の外若干の償金を給せるとある可也

二百四十三

第五十二條 解剖含密等の費用及び數多の時間を要する翻譯料

の類は日當の外別に之を給與ぞ可し

第五十三條 裁判費用の宣告を受け未だ之を納めざる前に於て

犯人身死する時ハ其相續人より之を徵收せ

第五章 賠償處分

贓物犯人の手に在る時ハ直ちに被害者に還付せ

離も若し輾轉して他人の手に在る時ハ被害者の請求に因り還

給せしむる者とす

贓物輾轉して他人の手に在る時公商に因り買取し

たる物品ハ其公商若くは被害者より買取者に原價を償へべき

ハ直ちに還給せしむるを得

若し公商に由らざして買取したる物品ハ其還給を拒むとを得

ず但其買取者を賣者ハ對し轉償を求むるを得

贓物を受け又そ典物として受取たる者其贓物現在

する時は還給を拒むとを得但典物として受取たる者は典主

ハ對し轉償を求むるを得

贓物交換して現在する時は公商ハ依ると否とを區

別し第五十五條の例に従て處分す可し

贓物己ハ費用乏たる時又ハ識別をへからざる時又

ハ其所在の知ざる時ハ損害の賠償を請求するを得

人の名譽若くは殺傷に關する損害其他犯罪の爲

め現に生じたる損害は其賠償を請求するを得但失火ハ此限

不在らす

贓物の還給損害の賠償ハ其犯罪を審判する刑事裁判

所に請求するを得若し其審判已に終りたる後ハ民事裁判所

四百 非されハ之を請求するを得

第六十一條 刑事裁判所に於て雑物の還給損害の賠償を請求す

る者も通常の文書又も言語を以て之を爲と事を得其民事裁判所に請求する者ハ民事訴訟の程式に従ふ可し

第六十二條 贓物の還給損害の賠償ハ本犯死する時ハ其相続人に對し之を要求する事を得

第六十三條 贓物の還給損害の賠償の宣告を受けたる者還給賠償せざる時は被害者より更に民事裁判所より身代限の處分を請求する事を得

傍刑法附則 畢

傍 訓
治 罪 法



訓
治罪法目録

第一編 總則

第二編 刑事裁判所の構成及び権限

第一章 通則

第二章 違警罪裁判所

第三章 輕罪裁判所

第四章 控訴裁判所

第五章 重罪裁判所

第六章 大審院

第七章 高等法院

第三編 犯罪の捜査起訴及び豫審

一

十一

十二

十七

十八

二十一

二十三

二十五

二十七

二十九

第一章 捜査

二十九

第一節 告訴及ひ告發

全

第二節 現行犯罪

三十三

第二章 起訴

三十五

第一節 檢察官の起訴

全

第二節 民事原告人の起訴

三十七

第三章 豫審

三十八

第一節 令狀

四十

第二節 密室監禁

五十

第三節 證據

五十一

第四節 被告人の訊問及ひ對質

五十二

第五節 檢證及ひ物件差押

五十五

第六節 證人訊問

五十九

第七節 鑑定

六十八

第八節 現行犯に豫審

七十一

第九節 保釋

七十四

第十節 豫審終結

七十六

第四章 豫審上訴

八十二

第四編 公判

九十二

第一章 通則

全

第二章 違警罪公判

百十五

第三章 輕罪公判

百二十四

第四章 重罪公判

百三十三

第五編 大審院の職務

百四十七

第一章 上告

全

第二章 再審の訴

百五十七

第三章 裁判管轄を定むるの訴

百六十一

第四章 公安又ハ嫌疑の爲め裁判管轄を移すの訴

百六十二

第六編 裁判執行復権及ハ特赦

百六十四

第一章 裁判執行

全

第二章 復権

百六十八

第三章 特赦

百七十

傍治罪法

第一編 總則

第一條 公訴は犯罪を證明し刑を適用する事を目的とする者にして法律に定めたる區別に従ひ檢察官之を行ふ

第二條 私訴は犯罪に因り生じたる損害の賠償贓物の返還を目的とする者にして民法に従ひ被害者は屬す

第三條 公訴ハ被害者の告訴を待て起る者に非ず又告訴私訴の棄權に因て消滅する者に非ず但法律に於て特に定めたる場合に此限に在らず

第四條 私訴ハ其金額の多寡に拘はらず公訴に附帶して刑事裁判所に之を爲す事を得但法律に於て其裁判所は私訴を爲す事を許さざる場合は此限に在らず

又私訴の別に民事裁判所よ之を爲す事を得

第五條 公訴私訴の裁判の管轄裁判所に於て現は施行する法律に定めたる訴訟手續に従ひ之を爲す可し

第六條 刑事裁判所又ハ刑事裁判所と民事裁判所とに於て公訴私訴並起する時の公訴の裁判に先て私訴ハ裁判を爲す可からず若し賠償返還の言渡ありたる後刑の言渡ありたる時の共に其効なかるへし

第七條 民事裁判所に私訴を爲したる時は檢察官の起訴あるよ非されハ願下を爲し更に刑事裁判所よ其訴を爲す事を得を刑事裁判所よ私訴を爲したる時の被告人の承諾を得て願下を爲し更に民事裁判所に其訴を爲す事を得

第八條 被告人免訴又ハ無罪の言渡を受けたりと雖も民法よ從

ひ被害者より賠償返還を要むるの妨礙と爲る事なかるへし

第九條 公訴を爲すの權ハ左の條件よ因て消滅と

一 被告人の死去

二 告訴を待り受理す可き事件に付てハ被害者の棄權又ハ私和

三 確定裁判

四 犯罪ハ後頒布したる法律に因り其刑の廢止

五大赦

六 期滿免除

第十條 私訴を爲すの權ハ左の條件に因て消滅す

一 被害者の棄權又ハ私和

二 確定裁判

三 三期滿免除

四 第十一條 公訴期滿免除の期限左の如し

一 違警罪は六月

二 輕罪は三年

三重罪は十年

第十二條 私訴期滿免除の期限を被害者無能力なる時又は民事裁判所に其訴を爲したる時と雖も公訴期滿免除の期限と同一なりとす公判に付き既に刑の言渡ありたる時の民法に定めたる期滿免除に例に従ふ

第十三條 公訴私訴期滿免除の期限に罪犯の日より起算し但繼續犯罪に付ては其最終の日より起算す

第十四條 期滿免除は刑事裁判所に於て檢察官若くは民事原告人より起訴の手續を爲し又豫審若くは公判の手續ありたるよ

因り其期限の經過を中斷を其未だ發覺せざる正犯從犯及び民事擔當人よ付ても亦同し

期滿免除の期限の經過を中斷したる時の起訴豫審又ハ公判の手續を止めたる日より更に其期限を起算す但前後の日數を通算して第十一條に定めたる期限の二倍を超過す可からず

第十五條 起訴豫審又ハ公訴の手續其規則に背きたるよ因り無効に屬する時の期滿免除の期限の經過を中斷するの訴をかるへし但裁判官の管轄違なるに因り其手續の無訴に屬する時ハ此限に在らず

第十六條 被告人免訴又ハ無罪の言渡を受けたる場合に於て其訴訟の原由告訴人告發人又ハ民事原告人の惡意若くハ重き過失に出でたる時は是等の者に對し損害の償を求むる事を得

六

被告人刑の言渡を受るると雖も裁判人告發人又の民事原告人より惡意若くは重き過失より其犯罪に付き過實の申立を爲したる時亦同じ

民事原告人豫審又の公判の言渡に對し上訴を爲し敗訴したる時ハ被告人其上訴より生じたる損害の償を要むるを得
要償の訴は本案の裁判言渡あるまで何時も其裁判所に之を爲すを得

第十七條 被告人無罪の言渡を受けたりと雖も裁判官檢察官書記又は司法警察官に對し要償の訴を爲す事を得ず但是等の官吏被告人に對し故意を以て損害を加へ又ハ刑法に定めたる罪を犯したる場合ハ此限にあらざ

第十八條 此法律に於て期限を計算するに時を以てする者は即

時より起算の日を以てする者も初日を算入せず若し最終の日
休暇に當る時の期限に算入すへからず但期滿免除ハ期限は此
限よあらす

一日と稱するハ二十四時を以てし一月と稱するハ三十日を以
てし一年と稱するハ曆に従ふ

第十九條 此法律に定めたる期限に陸路八里毎に一日の猶豫
を加ふ八里に滿る者と雖も三里以上なる時亦同じ

島地又は外國との路程の猶豫は別に法律を以て之を定む
第二十條 此法律に於て訴訟を爲すに付き定めたる期限を經過
したる時も特別の場合を除くの外其權を失ふへ

第二十一條 訴訟關係人の裁判所々在の地に住せざる時ハ其地
に假住所を定め書記局に届置くへし否らざる時は書類の送達

七

なほと雖も異議を申立てる事を得と

第二十二條 此法律に於て訴訟關係人よ書類を送達するに付き別規則あらざる時は書記其送達書を作り書記局所轄の使丁をして之を送達せしむ

若し書類の送達を受可き者裁判所の管轄地外に送る時は其地の裁判所の書記よ送達の事を囑托すべし

第二十三條 送達書は二通を作り其一通を本人に渡す可き本人に渡す事を得ざる時の其住所に於て同居の親屬又は雇人に渡す可し

送達人の之を受取りたる者を志て其二通に署名捺印せしむ若し署名捺印する事能はざる時の其旨を附記す可し

同居の親屬又は雇人よ書類を渡す事を得ず若くは是等の者之

を受取るとを背せざる時は其地の戸長に渡置さ戸長ハ其書類に認印し速よ本人に送達するの處分を爲す可し

送達人は書類を受取りたる者の氏名場所及び日時を其二通に

記載す可し

本條の規則よ背きたる時の書類送達の効なかる可し

送達人は其一通を書記局に還納し書記局よ於てハ送達の證として之を保存すべし

第二十四條 休暇の日及び日出前日没後の書類の送達を爲す可からず此規則に背きたる時の其送達の効なかる可し但本人承諾して其送達を受けたる時に此限にあらざ

第二十五條 官吏の作る可き書類ハ其所屬官署の印を用ひ年月九日及び場所を記載して署名捺印し毎葉よ契印す可し若し官署

十

の印を用ふる事能はざる場合も於て其事由を記載すへし此規則よ背きたる時其書類の効なかるへし

官吏に非ざる者の作る可き書類に本人自ら署名捺印す可し

若し署名捺印する事能はざる時官吏の面前に於て作りたる

場合を除くの外立會人代署し其事由を記載せし

第二十六條 官吏其他何人よ限らず訴訟に關する書類の正本又

ち謄本を作るも付き文字を改竄せしからず若し若し捜入削除及び

欄外の記入ある時之に認印せし文字を削除する時之を

讀得へき爲め字體を存し此數を記載すへし此規則よ背きたる

時其變更増減の効なるへし

第二十七條 此法律に於て定めたる豫審又ハ公判に付ての規則

ハ頒布以前に係る犯罪も亦之を適用す

頒布以前よ爲したる訴訟手續當時の法律よ背かざる時は其効

ありとす

第二十八條 此法律を將來頒布せしむ別段の法律よ於て豫審又

ハ公判の手續を定めたる犯罪にも亦之を適用す但其法律に抵

觸する規則ハ此限よあらず

従前頒布したる別段の法律よ於て豫審又ハ公判の手續を定め

る犯罪に付ては前項の例にあらず

第二十九條 此法律ハ陸海軍に關する法律を以て處分せしむ者

に適用せざる事を得ず

第三十條 此法律に於て親屬と稱するハ刑法第百十四條第百十

五條の例に従ふ

十一

第二編 刑事裁判所ハ構成及び權限

第一章 通則

第三十一條 通常刑事の裁判權ハ民事の裁判權と同一の裁判所に屬す

第三十二條 裁判所の位置及び管轄の區劃ハ司法卿の奏請に因り上裁を以て之を定む

第三十三條 裁判所ハ檢察官一名又ハ數名を置く

第三十四條 刑事に付き檢察官の職務左の如し

一 犯罪を捜査す

二 犯罪に付き取調れ處分及び法律の適用を裁判官に請求す

三 裁判所の命令及び言渡の執行を指揮す

四 裁判所に於て公益を保護す

第三十五條 檢察官一名ハ公庭に立會ふべし

第三十六條 裁判所ハ書記一名又ハ數名を置く

第三十七條 書記ハ豫審及び公判に立會ひ調書公判始末書其他訴訟に關する一切の書類を作る可し

又裁判言渡書其他一切の書類を保存す可し

第三十八條 犯罪の種類に因り裁判管轄を定むると左の如し

一 違警罪の違警罪裁判所

二 輕罪の輕罪裁判所

三 重罪の重罪裁判所

重罪及び輕罪又ハ輕罪及び違警罪に付き同時同一の被告人に對し訴訟ありたる時の附帶の犯罪に非すと雖も上等の裁判所併せて之を管轄す

第二十九條 左の場合に於てハ附帶の犯罪ありとす

一同一の場所^{せしよ}に於て同時^{どうじ}に一人又^{また}に數人^{すにん}に於て數罪^{すざい}を犯したる時

二數人^{すにん}通謀^{つうぼう}して日時又^{また}に場所^{せしよ}を異^{こと}にし數罪^{すざい}を犯^{おか}したる時

三自己^{じこ}又^{また}に他人^{たにん}の犯罪^{はんざい}を容易^{やす}にする爲^{ため}め又^{また}に其罪^{そのざい}を免^{まぬ}かる、爲^{ため}め他^たの罪^{ざい}を犯^{おか}したる時

第四十條 同等^{どうとう}の裁判所^{さいばんしょ}に於て^に犯罪^{はんざい}の地^ちの裁判所^{さいばんしょ}を以て豫審^{よしん}及^{および}ひ公判^{こうはん}の管轄^{くわんくわつ}なりとす

犯罪^{はんざい}の地^ち分明^{めいめい}ならざる時^{とき}に被告人^{ひごく}逮捕^{ていほ}の地^ちの裁判所^{さいばんしょ}を以て其管轄^{くわんくわつ}ありとす

第四十一條 數箇^{すうこ}の裁判所^{さいばんしょ}の管轄^{くわんくわつ}地内^{ちない}に於て同時^{どうじ}に又^{また}に繼續^{けいぞく}して一箇^{いつこ}の罪^{ざい}を犯^{おか}したる時^{とき}に其中^{ひこく}に於て被告人^{ひごく}逮捕^{ていほ}の地^ちの裁判所^{さいばんしょ}を以て其管轄^{くわんくわつ}なりとす

數罪^{すざい}俱發^{きふつ}の場合^{ばあひ}に於ても亦^{また}同^{どう}し

第四十二條 犯罪^{はんざい}の地^ちに非^{あら}ざる裁判所^{さいばんしょ}の管轄^{くわんくわつ}地内^{ちない}に於て被告人^{ひごく}を逮捕^{ていほ}したる時^{とき}に最近^{さいきん}の管轄^{くわんくわつ}裁判所^{さいばんしょ}に送致^{そうち}す可^べし

令狀^{れいじき}を以て被告人^{ひごく}を逮捕^{ていほ}したる時^{とき}に其令狀^{れいじき}を發^{はつ}したる裁判所^{さいばんしょ}に送致^{そうち}す可^べし

第四十三條 數箇^{すうこ}の裁判所^{さいばんしょ}の管轄^{くわんくわつ}なる場合^{ばあひ}に於て被告人^{ひごく}を逮捕^{ていほ}するに能^{あた}はず若^もくは法律^{はふりつじやう}上^{じやう}逮捕^{ていほ}することを許^{ゆる}さざる時^{とき}に其中^{そのうち}に於て最初^{さいしよ}豫審^{よしん}又^{また}に公判^{こうはん}に着手^{ちやくしゆ}したる裁判所^{さいばんしょ}を以て其管轄^{くわんくわつ}ありとす

第四十四條 從犯^{じゅうはん}の正犯^{せいはん}を管轄^{くわんくわつ}する裁判所^{さいばんしょ}を以て其管轄^{くわんくわつ}なり

數箇^{すうこ}の裁判所^{さいばんしょ}の管轄^{くわんくわつ}に屬^{ぞく}する正犯^{せいはん}數名^{すうめい}ある時^{とき}に其中^{そのうち}に於て最初^{さいしよ}

豫審又ハ公判ヲ着手シタル裁判所を以て其管轄ありとす
高等法院及ヒ陸海軍裁判所の管轄ニ付キ法律ニ於テ特ニ定
めたる場合ハ本條の例ニ在ラス

第四十五條 外國ニ在テ犯シタル罪日本國の法律ニ依リ處斷ス
可キ者ヨシテ内地ニ於テ被告人を逮捕シタル時ハ逮捕の地の
裁判所ト以テ其管轄ありとす又外國ヨリ送致シタル時ハ送
致の地の裁判所を以テ其管轄ありとす

闕席裁判を爲す可き場合ニ於テハ被告人最終住所の地の裁判
所を以テ其管轄なりとす

其住所分明ならざる時ハ裁判管轄を定むるの訴を爲す可之
第四十六條 商船内の犯罪ニ付テの管轄及ヒ訴訟手續ハ別ニ法
律を以テ之を定む

第四十七條 豫審を爲シタル裁判官ハ其公判ニ干預ス可からズ
前ニ豫審又ハ公判を爲シタル裁判官ハ哀訴及ヒ闕席裁判ニ對
する故障を除クの外其上訴の裁判ニ干預ス可からズ此規則ニ
背きたる時ハ其言渡の効力ハ可シ

第四十八條 裁判所の訴を受けたる事件ニ付キ自ら其管轄
なりや否を判決するの權あり
其判決ニ付テハ本案の事件終審なる可き場合ト雖モ通常の規
則ニ從ヒ檢察官其他訴訟關係人ヨリ上訴するとを得

第二章 違警罪裁判所

第四十九條 治安裁判所の違警罪裁判所として其管轄地内ニ
於テ犯シタル違警罪を裁判す

第五十條 違警罪裁判所判事の職務ハ治安裁判所判事之を行ハ

判事差支ある時の判事補其職務を行ふ

第五十一條 違警罪裁判所檢察官の職務の其裁判所々在の地の警部之を行ふ

第五十二條 違警罪裁判所檢察官の毎月未決既決の事件表を作り輕罪裁判所檢察官に差出す可し

事件表の違警罪裁判所判事認印し且意見ある時の之と附記す可し

第五十三條 違警罪裁判所書記の職務の治安裁判所書記之を行ふ

第三章 輕罪裁判所

第五十四條 始審裁判所の輕罪裁判所として其管轄地内に於て犯したる輕罪を裁判す又重罪及び輕罪の豫審を行ふ

又其管轄地内の違警罪裁判所の始審の裁判に對する控訴を裁判す

第五十五條 輕罪裁判所判事の職務の裁判所長より始審裁判所

判事一名又の數名を順次滿一年間之を命す
又滿一年間更よ其職務を繼續せしむるを得

第五十六條 豫審判事の職務の司法卿より始審裁判所判事一名又の數名を滿一年間之を命す

又滿一年以上其職務を繼續す可きとを命するを得

第五十七條 判事差支ある時の其他の判事又の判事補其職務を行ふ判事補の豫審又の公判に立會ひ意見を述べるとを得

第五十八條 輕罪裁判所檢察官の職務の始審裁判所檢察官又の其指名したる檢事補之を行ふ

第五十九條 輕罪裁判所書記の職務の始審裁判所書記之を行ふ

第六十條 東京警視本署長及び府縣長官の各其管轄地内

に於て司法警察官として犯罪を捜査するに付き検事と同一の

權を有す但東京府長官の此限に在らず

左に記載したる官吏の檢事の補佐として其指揮を受け第三編

に定めたる規則に從ひ司法警察官として犯罪を捜査す可し

一 警視警部

二 區長郡長

三 治安判事

四 警部の在らざる地の戸長

第六十一條 司法警察官檢察官又の裁判官の他の司法警察官檢

察官又の裁判官より犯罪取調の爲め其管轄地内よ於て證憑

其他事實參考と爲る可き事物を集取す可きの囑託を受くること
ある可し

第六十二條 檢事の二月毎に豫審及び公判の未決既決の事件表

を作り控訴裁判所檢事長に差出す可し

又違警罪裁判所檢察官より差出したる事件表を同時に檢事長

に差出し且意見ある時之を附記す可し

事件表よの裁判所長認印し且意見ある時之を附記す可し

第四章 控訴裁判所

第六十三條 控訴裁判所は刑事局を置き輕罪裁判所の始審の裁

判に對する控訴を裁判す但其裁判の判事三名以上よて之を爲

す可し

第六十四條 刑事局判事の職務の裁判所長より其裁判所判事數

名順次満一年間之を命ず

又満一年間更ニ其職務を繼續せしむるを得

第六十五條 刑事局判事差支ある時の裁判所長より民事局判事をして其職務を行はしむ

裁判所長の何時も裁判長と爲るを得

第六十六條 刑事局檢察官の職務の其裁判所檢察長又の其指名したる檢察官を行はしむ

第六十七條 檢察長の其裁判所の管轄地内よ於て輕罪裁判所

檢察官に屬する司法警察及び起訴の職務を行ひ又の其所屬の檢察官をして之を行はしむるを得

又起訴及び其他の職務に付き其管轄地内の檢察官に告達することある可し

檢察長の其管轄地内の檢察官及び司法警察官を監督す

第六十八條 檢察長の三月毎に豫審及び公判の未決既決の事件表を作り司法卿に差出す可し

又輕罪裁判所檢察官より差出したる事件表を同時に司法卿に差出し且意見ある時の之を附記す可し

事件表より裁判所長認印し且意見ある時の之を附記す可し

第五節 重罪裁判所

第七十條 重罪裁判所の其管轄地内よ於て犯したる重罪を裁判す

第七十一條 重罪裁判所の三月毎に之を開く
若し事件夥多なる時の控訴裁判所長及び檢察長より司法卿に

具申し其許可を得て臨時開庭するを得

第七十二條 重罪裁判所の控訴裁判所又ハ始審裁判所ニ於テ之を開ク

第七十三條 重罪裁判所ノ左ノ職員を以テ裁判を爲す可シ

一 裁判長 一名但控訴裁判所長より其裁判所判事申ヨテ之を命ず

二 陪席判事四名但控訴裁判所ニ於テ開ク時ハ裁判所長より其裁判所判事申ヨテ之を命シ始審裁判所ニ於テ開ク時ハ其裁判所長及ヒ先任ノ判事を以テ之ニ充ツ

第七十四條 重罪裁判所檢察官ノ職務ハ控訴裁判所檢察長又ハ其指名シタル檢事之を行フ
始審裁判所ニ於テ開ク時ハ檢事長より始審裁判所檢察事として

其職務を行ハシむるとを得

第七十五條 重罪裁判所書記ノ職務ハ開庭ス可キ裁判所ノ書記

之を行フ

第七十六條 控訴裁判所檢察長ハ開庭ノ後既決事件表を作り司

法卿又差出す可シ

事件表ヨリ控訴裁判所長認印シ且意見ある時ハ之を附記す可シ

第六章 大審院

第七十七條 大審院又刑事局を置き左ノ條件を裁判す

一 上告

二 再審の訴

三 裁判管轄を定むるの訴

四公安又の嫌疑の爲め裁判管轄と移すの訴

第七十八條 刑事局に於ての判事五名以上は非されの裁判を爲す可からず

第七十九條 刑事局判事の職務に司法卿の奏請を因り其院判事よ之を命す

判事差支ある時の民事局判事授任の順序は從ひ其職務を行ふ

第八十條 刑事局檢察官の職務に其院檢察長又の其指名したる檢事之を行ふ

第八十一條 刑事局書記の職務に其院書記之を行ふ

第八十二條 檢事長の三月毎豫審及び公判の未決既決の事件表を作り司法卿に差出す可し
事件表よの院長認印し且意見ある時の之と附記す可し

第七章 高等法院

第八十三條 高等法院に於ての刑法第二編第一章第二章に記載したる重罪を裁判す

又皇族の犯したる重罪及び禁錮の刑に該る可き輕罪を裁判す

又勅任官の犯したる重罪を裁判す
前二項に記載したる者の正犯及び從犯の身分の如何を問ひ其院に於て之を裁判す

第八十四條 高等法院に司法卿の奏請を因り上裁を以て之を開く其裁判す可き事件及び開院す可き場所も亦上裁を以て之を

定む

第八十五條 高等法院に左の職員を以て裁判を爲す可し

一 裁判長一名 陪席裁判官六名 但元老院議官大審院判事より

毎年豫め上裁を以て之を命ず

二豫備裁判官二名但前項の式に從ひ之を命ず

第八十六條 豫審判事の職務に上裁を以て大審院刑事局判事一名又の數名之を命ず

第八十七條 高等法院檢察官の職務に大審院檢察長又の司法卿より指名したる檢事之を行ふ

第八十八條 高等法院書記の職務に大審院書記之を行ふ

第八十九條 高等法院の裁判に對しての上訴を許さず但左の條件に於て其院に上訴するを得

一 闕席裁判ありたる場合に於て故障

二 第四百三十六條と同一の場合に於て哀訴

三 第四百三十九條と同一の場合に於て再審の訴

第九十條 被告事件夥多ある時又の再審の訴を裁判す可き時の新に職員を命ずるとある可し

第九十一條 高等法院の訴訟手續に通常の規則に從ふ

第三編 犯罪の捜査起訴及び豫審

第一章 捜査

第九十二條 檢察官の後に記載したる告訴告發現行犯其他の原由に因り犯罪あることを認知し又の犯罪ありと思料したる時其證據及び犯人を捜査し第七條以下の規則に從ひ起訴の手續を爲す可し

第一節 告訴及び告發

第九十三條 何人も限らず重罪輕罪に因り損害を受けたる者の犯罪の地若くは被告人所在の地の豫審判事檢事又の司法警察

官よ告訴するを得

豫審判事告訴を受けたる時の第百十四條以下の規則又從ひ其處分を爲す可也

檢事告訴を受けたる時の第百七條の規則又從ひ其處分を爲す可し

司法警察官告訴を受けたる時の速よ其書類を檢事よ送致す可し

違警罪よ付ての犯罪の地の違警罪裁判所檢察官又の司法警察官よ告訴すると得其告訴を受けたる司法警察官の之を違警罪裁判所檢察官よ移す可し

第九十四條 告訴人の成る可く其證憑及ひ事實参考と成る可きことを申立つ可し

又告訴人の第百十條以下の規則よ從ひ民事原告人と爲ることを得

第九十五條 告訴の告訴人の署名捺印したる書面を以て之を爲す可し

又告訴の口述と以て之を爲すことを得其告訴を受けたる官吏の調書を作り告訴人よ之を讀聞かせ共よ署名捺印す可し若し告訴人署名捺印すると能はざる時の其旨と附記す可し
告訴人よの告訴を受けたるの證書を渡す可し

第九十六條 官吏其職務を行ふよ因り重罪輕罪あることを認知し又の重罪輕罪ありと思料したる時の速よ其職務を行ふ地の檢事よ告發す可し

告發の官吏の署名捺印したる書面を以て之を爲し成る可く證

憑及ひ事實參考と爲る可き事物を添ふ可し

違警罪よ付ての違警罪裁判所檢察官よ告發す可し

第九十七條 何人よ限らず重罪輕罪あるとを認知し又の重罪輕

罪ありと思料したる時の第九十四條第九十五條の規則よ從ひ

其所在の地若くは犯罪の地の豫審判事檢事又の司法警察官よ

告發するを得告發を受けたる官吏の第九十三條の規則よ從

ひ其處分を爲す可し

第九十八條 告訴告發の代人よ委任して之を爲すを得但第九

十六條の場合の此限よ在らず

無能力者の訴告ハ法律よ定めたる代人之を爲すも其効ありと

す

第九十九條 告訴告發の其願下を爲し又の其申立を變更すると

を得此場合と雖も第十六條の規則よ從ひ被告人より要償の訴

を受くるとある可し

第二節 現行犯罪

第百條 現行犯罪とい現行ひ又の現行ひ終りたる際よ發覺

したる罪を謂ふ

第百一條 重罪輕罪よ付き左の場合の現行犯

一 犯人として一人又の數人よ追呼せらる時

二 兇器贓物其他犯人と思料す可き物件を携帶したる時

三家宅内よ於て犯したる罪を檢証する爲め又の其犯人と思料

す可き者を逮捕する爲め戸主より官吏よ其處分を求めたる

時

第百二條 司法警察官及ひ巡查其職務を行ふに當り重罪輕罪の